

令和4年勝浦町マラソン議会（若あゆ会議）会議録第2日目

1 招集年月日 令和4年7月25日

1 招集場所 勝浦町役場議場

1 開閉日時及び宣告

開議 7月25日 午前9時30分 議長 美馬友子

散会 7月25日 午後4時31分 議長 美馬友子

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

1番	花房勝一	2番	相原喜久男
3番	瀬戸直一	4番	仙才守
5番	美馬友子	6番	麻植秀樹
7番	松田貴志	8番	籾公一
9番	国清一治	10番	井出美智子

○欠席議員（0名）

1 会議録署名議員

3番 瀬戸直一 9番 国清一治

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	野上武典	副町長	山田徹
教育長	市川公雄	政策監	春木達也
総務防災課長	中瀬弘晴	企画交流課長	寺尾由美
住民課長	後藤信之	福祉課長	長友清美
農業振興課長	上村和也	建設課長	海川好史
教育委員会事務局長	石木正昭		

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 松本博文

1 議事日程（第1号）

開議宣言

日程第1 諸般の報告

日程第 2 町政に対する一般質問

1 本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 まで (第 2 号)

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（美馬友子君） おはようございます。

勝浦中学校野球部の34年ぶりの快挙に胸が驚いておりますが、コロナ感染陽性者数の数が、なかなか落ち着きを見せません。

本日は、密とか換気の重要性を踏まえて、執行部の出席を答弁者のみとさせていただきますので、どうぞ御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから令和4年勝浦町マラソン議会若あゆ会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりでございます。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 日程第1，諸般の報告を議題といたします。

会議等への出席状況を報告いたします。

7月20日、那賀町で開催された、徳島県町村議会女性議員連盟総会及び研修会に、私が出席いたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 日程第2，町政に対する一般質問を行います。

通告表の順序に従って発言を許可いたします。

4番仙才守議員の一般質問を許可いたします。

仙才議員。

○4番（仙才 守君） それでは議長より許可をいただきましたので、4番議員、ただいまより質問を始めさせていただきます。

それじゃ、ただいまより質問を始めさせていただきます。

令和4年若あゆ会議一般質問、通告表では4点質問をしております。

1つが、自治体DXへの対応。デジタル化担当者の採用ということで、これは私、大分前からこのことは言い続けておるんですが、しつこいようですが、もう一度質問をさせていただきます。

それから空家対策、これは簡単に聞きたいと。

それから専門学校について。これは去年の若あゆ会議で、1度質問をさせていただきましたけれども、神山町で準備中の専門学校が来年開校するというので、それに

関連して質問をさせていただきます。

それから、光ケーブルの活用と。これはT Aの回収についてということで、これも3回連続ぐらいで、またかということになるかと思うんですが、ちょっと聞いてみたいというふうに思います。

それじゃ、一番最初の質問ですけれども、自治体D Xへの対応と。

今、出ております資料は、徳島新聞で今月の5日に出ておりました。情報の非対称性ということで、これは議会と職員の間には、かなりの情報格差があるというような内容でございました。私が思ったのは、情報化に関しては勝浦町においては、職員とそれから出入りの業者の間にもかなりの情報格差があつて、不都合な点が出るとるんじゃないかというふうに思って、この記事を興味深く読んだわけでありませう。

その一例として、平成の27年、これは2015年ですね。今から7年前、ちょうど若あゆ会議におきまして、勝浦上勝のケーブルテレビが更新をされた。そのときの契約の承認を求める議案が出てきた。そこで、それを受けて可決したわけですが、広報委員、これは議会だよりですね。私も広報委員にちょうどなったばかりで、表紙にケーブルテレビ新方式にと。2ページ目に4 K、8 Kの新しいテレビにも対応できる新方式を採用と。3億7,000万円承認と、こういうことですね。このときの議会だよりというのは、これが一番のテーマだったように思います。広報委員はみんな、新しい方式を採用したから4 K、8 Kに対応できるんじゃないかと、こう思つたわけですね。ところがだんだんと情報が、その次の年なんかに検討を深めるうちに、4 K、8 Kの新しいテレビと、それからPON方式というこの新方式というのは、何の関係もないということが分かってきたわけですね。これは何やったんやということなんですよ。この括弧の中に、今示しております中に書いてあるように、新方式、PON方式はテレビには関係がないので、4 K、8 Kの新しいテレビに対応できる新方式を採用。つまりこの大きいに書いてある部分との記述は誤りだったんじゃないかと。議員のうち何人かは、誤った理解のまま契約を承認したおそれがあると。承認したおそれがあるつたつて、3億7,000万円ですからね。

で、お聞きしたいんですが、執行部側の説明でこのような記事を基に記事を書いたのか、それとも議員が勝手に思い違いをしてこういう記事になったのかというのは、一応検証しておく必要があるだろうと思うんですよ。私、実は議事録とかちょっと見

てないんでね。これはどうだったのか、ちょっと取りあえず聞いておきたいと思います。分かる人、誰でも。

○議長（美馬友子君） 小休さしてもらいます。

午前9時37分 休憩

午前9時38分 再開

○議長（美馬友子君） 再開します。

山田副町長。

○副町長（山田 徹君） 資料のほうでお示しいただいている議員だより、こちらのほうにつきましては、議会のほうで編集をされているものでございます。町がどうこうというふうな意見を挟んで編集されるものではないので、議会のほうで作られたものであろうと認識をいたしております。

以上です。

○議長（美馬友子君） 仙才議員。

○4番（仙才 守君） 聞きたいことは、役場側の説明はどうだったのかなど。ここに書いてあるのはこう書いて、我々書いてしまったと。だから議事録か何か、本会議かね。どこで、私これから調べてみようとは思うんやけど、この資料を渡したんが、これ最後20日だったから、調べる時間がなかったんかもしれんけれども、執行部側の説明はどうだったんかと書いてあるでしょう。これは、まだ調べとらんちゅうことですか。それだったらそれで、また後で調べてくれたらええと思うんやけどな。そこだけちょっと確認したい。怒って、いろいろ言いよんではないんですよ。取りあえずちょっと確認をしときたいと、こういうことなんです。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 平成27年の当時の説明については、ちょっと詳細は調べられておりません、今のところ。

○議長（美馬友子君） 仙才議員。

○4番（仙才 守君） これはまた、こっちも調べてみますけれども、何でこんな妙なことになったのか。あるいは、この私が言ってること自体が正しいのかどうかということもあろうかと思しますので、私はこれ正しいと思とんです。4K、8Kの新しいテレビって、テレビの話ですから。PON方式ちゅうのはインターネット側の話で

すから、全然食い違ってるというふうに思っております。

このページは、これで置きます。また調査をしといてください。

それから1年が経過して、さっきは平成27年だったね。28年の若あゆ会議で、ケーブルテレビの更改工事について、これは私が質問させてもらって、それを議会だより  
に書いた、その記事です。1つは何のために更新工事をしたのかという。老朽化のため  
だったというが、老朽化してなかったんじゃないかとかね。それから機種指定をした  
けれども、おかしいんじゃないかとか。それから、さっきの話にちょっと関係する  
んですが、新方式は適切だったんですかとか聞いております。たまたまこのときは、  
野上町長が参事をされておって、答弁をいただいております。誠実な答弁だとは思  
いますが、実質的には何も言っていないというような答弁になってるかと思います。

これは若あゆ会議で終わって、その次に9月の決算認定になったわけです。これは  
かなりもめたというか、思い出してもらえばですよ。9月の会議では決まらずに、2  
か月間議決を延期して、それで可決された。可決されたというのは、認定された  
ということやね。決算認定が5対4で可決されました。

議会から質問をいろいろして、文書で回答を頂いております。何項目かあるうちの  
ちょっと抜粋をここにしておりますが、町の職員が設計をしたことになってますが、  
それは本当ですかということを聞いております。そしたらここに、あんまりよくな  
かったけれどもというようなこと、反省しとるとかというような文言が出ております。

それから、仕様書で主要機器が機種指定されているけれども、何で機種指定した  
んですかというのが聞いてます。ほかに7項目か10項目ぐらい聞いとんです。ちょ  
うど今ここ、このときに私はこの答弁が納得できなかったもので、反対に回った議員  
の1人です。

例えば、主要危機が機種指定されているその理由はと聞いたら、町が住民に向  
けるサービスであることから、粗悪な機器を整備して、トラブルが数多く発生する  
ようでは困ると。こういう、これ文書で回答しとるわけです。それは、このとき  
の機種は三菱電機の機種だったんですが、同じような機種が富士通、日本電気、  
あるいはパナソニックとか、日立とか、みんな持っておられたわけです。それで、  
そういう会社の機器は粗悪な製品かということ、私はこの場で聞きました。それ  
に対する答弁というのは、納得できるものではなかったというふうに記憶して  
おります。

それで通そうということで、議会は可決をしたわけです。この答弁で可決したわけですが、こういう主観的な判断で可決したということは、その後のこういった事業の進め方に対して、かなり悪い影響を与えたんじゃないかというふうに思っております。議会は可決したけれども、例えば住民の方でおかしいんじゃないかということで、もし告発されとったら、このときの状況から考えて、絶対とは言いませんよ、立件されてた可能性がある。そのくらいの話だったというふうに思っております。

その次の、僕がこの質問をするに至ったきっかけになった話なんですけど、半田病院の事案です。有識者会議の調査報告書というのを読んだ。何でそういうことが起こったんかと。責任体制の不明確さちゅうのが、あるわけです。いろんな業者が関係されとるもんですから。本町のケースにしたらですよ。この設計責任は誰にあるのかというところが大変曖昧になっている、というふうに私は、言いようが正しいかどうか別としてね。この前の、このケーブルテレビの更改の設計を職員がしたちゅうことになっとるわけですよ。この辺が私はちょっと納得ができなかった。

私は会社で10年間、装置設計職という役職で生活した人間ですけども、設計するときは署名欄があって、そこに個人の署名するんですよ。誰かが設計したやつを、ちょこちょこつとやるようなものではないと思ってるもんですから、ちょっと引っかかったと、こういうことですね。このケーブルテレビの更改工事がそうだし、思いつくまま書いたんで、最近のやつから言えば、G I G Aスクールのネットワーク工事や福祉センターの、ネットワークばかり書いてあるけど、ほかにもあるだろうと思います。こういうのも同じじゃないかと思うわけよ。これも決算認定が今年もあるんで、皆さん、いろんな意見を言われるんじゃないかと思っておりますけれども、だからここは細かいことは言いませんけれども、対象になるんじゃないかと思っております。

本題はここからです。要は、今の役場の体制というのを見てたら、それぞれの職員がちょっと気の毒な感じが私にはしております。実際に、設計をするようなバックグラウンドというのが、ないにもかかわらずですよ。そして一番最初に言ったように、業者の方と職員の間情報の非対称性という、情報量にはかなりの差があって、そこで業務をしないかんというのは気の毒な感じがする。建設課なんかだったら、やっぱり専門がおるよね。だから互角にやっとならうと思う。

それでこのときに、28年ですよ。この決算認定やってるときに、コンピューターの

専門部署を創設，つくったらどうですかということによって，野上参事に回答頂いております。大体，年間1億数千万円の予算を執行してたと。それだったら1人ぐらい，そういうもんあってもいいんじゃないかと私は思った。

その次に，平成29年，これ2017年ですね。今から5年前。ひな会議でもう一回尋ねたわけですね。ほたら当時の中田町長から，おつたらええけれども，従来どおりコンサルタントに依頼していくという方法でやりたいと，こういう答弁だった。この5年前ぐらいから，専門職員を登用してくれてたらなと，今回のコロナの予算とかああいいうものに，いろいろ活躍していただけたんではないかというふうに，私は残念に思っております。

長々と言ってきましたけれども，ここで質問です。2つ書いております。

情報システムの設計について，ケーブルテレビの前回更改時の問題点を踏まえて，現在どのように実施されとるのか。

それから第2点として，デジタル化担当者の採用について，基本的な考え，そういう計画はあるのかないのか。恐竜の専門家とか，あるいは防災の専門家というのを採用してきてますよね。そういう流れがあるのかなというふうに思ったものですから，この質問をしました。

誰でもいいですから，回答お願いします。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 情報システムの設計についての現在の状況ということでの御質問で，1点目はあろうかと思えます。

まず，業務内容のこともありますので，正直ケース・バイ・ケースというふうなことだと考えております。例えば，工事であれば業者への委託や技術資料の提供を受け，国土交通省の各種設計，積算，歩掛かりを基本に積算をしております。物品，役務の提供を委託料とするのであれば，業者見積りを参考に予定価格等を定めるというふうな状況でございます。

それから，デジタル担当者の採用についての基本的な考え方と，実施計画ということの御質問であらうかと思えます。新型コロナウイルス感染症の流行以来，デジタル化やICTを使った生活様式の変化が急加速していく中で，情報技術を専門とする外部委託を含めた人材確保は必要というふうには考えております。



以上でございます。

○議長（美馬友子君） 仙才議員。

○4番（仙才 守君） 1番のほうはよう分からなかったんですが、2番目のほうのデジタル化担当者の採用については、基本的に採用する方向で考えてるということですか。それとも、どんなことを言うたんかちょっと、もうちょっとはっきりと。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 外部委託等を含めた人材確保は必要というふうに考えておるところでございます。

○議長（美馬友子君） 仙才議員。

○4番（仙才 守君） それは今までとどう違うんですか。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 今までは、業者の見積りとかを参考に職員が積算というふうな形でございましたが、昨今のデジタル化とかICTを使った情報技術の専門が必要となってきたことから、外部委託を含めた人材確保は必要というふうに考えてるところです。

以上です。

○議長（美馬友子君） 仙才議員。

○4番（仙才 守君） 委託をして、恐竜(教育委員会事務局参与)みたいな感じですか。言うてみたら。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 外部委託とか直接人材確保というふうなところで、外部委託を含めた人材確保ということでございます。

○議長（美馬友子君） 仙才議員。

○4番（仙才 守君） 採用も考えてると、こういうような形で受け取ってよろしいんでしょうか。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 現在そういったところで人員とかを探しているところ、というふうに受け取っていただいて結構です。

○議長（美馬友子君） 仙才議員。

○4番（仙才 守君） ぜひ、その方向で考えていただきたいと思います。多くの職員が助かるんじゃないかと。また、町政も非常によくなるんじゃないかなというふうに思います。

次の話題ですね。ちょっと関係しとんですが、通知物のデジタル化をということなんです。この前、私の家に介護保険の関係で3通一遍に、年寄りが3人、私も含めて3人おるもんだから、3通来たんです。それで中、開けてみたら同じようなもんばかりが入っとるわけですよ。金額とかは違うけれども、ほぼ同じ。これだったらもっと別に方法があるんじゃないかなと思って、例えばここに、よんでんコンシェルジュというのがあるんですが、私はこれを使いよんです。最初にメールが来て、今月の料金何ぼですとかいろいろ来るんですが、その後これが案内されてまして、それでログインすると私の実績とか、いろんなことが分かります。例えば、これは実績紹介の部分ですけども、今これダウンロードのところが出てますけれども、五、六年分の電気料金全部、見ようと思ったら見れます。それから電気料金や電気の使用料、そういったものが全部見えるようになってます。

これに類するものを役場でも取り入れていったらどうかな、というふうに思うわけです。自治体からの通知物って物すごい多いんですね。これを調べた人がおって、例えば公共料金とか税の関係、税でもいろいろありますよね。これが別々に来たりする。それから福祉や学校のほうの関係とか、いろいろあります。これは政府関係の何か検討したサイトがあって、そこからダウンロードをした結果です。もっともっと大きな表なんですけれどもね。こういうようになってました。

それで質問ですけども、通知物のデジタル化について現在どのようになっているかということ。今後の考え方や実施計画について何かありましたら、お聞きしたいと思います。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 現在、通知物のデジタル化につきましては、行っていないというような状況でございます。今後の状況でございますが、通知物のデジタル化計画等につきましては、町単独ではなく国の方針や国が示すサービス等、国に準じて今後対応していきたいというふうには考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 仙才議員。

○4番（仙才 守君） 先ほどの、今の体制では無理だと思うんですが、専門職員をもし採用できたら、こういったものから取りかかっていったら、まずは通知とかあたりから、軽いもんからやっていったらどうかなというふうに思ったんで、聞いてみました。これはこれで結構です。

次の話題へ行きたいと思います。空き家対策。これも私、今まで何回も聞いてきたんですけれども、ちょっと絞り込んで、隣の空き家問題というのがある。野中の一軒家に空家があったり、坂本なんかは農村地帯なんでそういうの多いんですけれども、たまに家が立て込んでいて、隣が空き家になってると。しかも何十年も、こっちに倒れ込んでくるんじゃないかというふうに、台風があったりしたら気が気でないと。だから、空き家対策でもいろいろあって、緊急に何かしてほしいなと思ってる人がいるんじゃないか。それが、隣が空き家の持ち主、所有者は県外におったり、ほとんど忘れとうわけですよ。ところが現地における人間は毎日の問題なんだ。こういったものについては難しい面はあると思うんです。所有権の問題とか、民事不介入の原則とか、そんないろいろあると思うんですけれども、何か有効な施策というのを考えて、行政として実施はできないんですかということ。

この2番目にも、ちょっと関係するんですけれども、唯一ちょっとできそうなのが、特定空き家に指定するというようなことはあろうかと思います。

それから、一遍にもう答えていただいて結構なんですけど、勝浦町の空家対策協議会って言うのかな。これ正式な名前かどうか分かんのですけど、私もメンバーの1人なんです。なって1回会議には出たんですが、その後、この協議会が存続してるのかどうか分かんぐらい、2回目が開かれてないような。あるいはあったけど私が出てないのか知らんけれども、こういう活動というのがどうなっているのか。

1, 2, 3で、ちょっとお答えをお願いします。建設課長かな。

○議長（美馬友子君） 海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） お答えいたします。

まず、隣の空き家問題ということでございますけれども、現在の町の取組状況という形で、簡単に御紹介をさせていただきたいというふうに思います。

空家対策協議会の話もございましたが、令和2年の3月末ですけれども、空家対策

計画というものを策定しております。そしてその計画に基づいて所有者を特定、そして空家法に基づく、第12条に基づき情報提供や助言を行っているというのが現状でございます。

それから所有者の責務、それから責務というのが空き家の管理責任。それから空き家の状況、外観を含めた現在の空き家の状況と。それから支援制度、除却の支援事業についての支援制度等についての、情報提供なり助言を行っておるというところが現状でございます。

それから実際に応急に、早急に対応しなければいけないというような事態という場合につきましては、他の自治体の中では条例を定めておる自治体もあるというふうに思っております。それから条例の中ではですけど、緊急安全措置等について最小限度の措置を講ずることができる、というような条項がございました。

いずれにしても、このような緊急事態になる前に町に御相談をいただきたいというふうに考えております。そして町のほうから所有者を特定して、所有者に通知をするというものがして、所有者が対応することが原則であるというふうに考えております。

それから、空家対策協議会ですけれども、空家対策協議会については令和2年の2月の末に開催をして、空家対策計画についてを御審議をいただいたというところでございます。その計画に基づきまして、本年度ですけれども、また空家対策協議会の開催を予定しております。今後、審議事項といたしましては、特定空き家等に該当する判断基準等についてを考えておるというところでございます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 仙才議員。

○4番（仙才 守君） 特定空き家の指定状況を聞いとんどすけど、それはあるんですか。どんな状況ですか。

○議長（美馬友子君） 海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） 特定空き家の指定状況でございますが、特定空き家という定義ですけれども、放置すれば倒壊等著しく、保安上危険となる空き家のことを特定空き家と規定をしております。勝浦町では現在、特定空き家に指定をしておる空き家についてはございません。先ほど触れましたが、空家法第12条に基づき、助言なり

情報提供をしておるといった状況でございます。

○議長（美馬友子君） 仙才議員。

○4番（仙才 守君） 隣の空き家が倒壊するんじゃないかというようなことで、もう心配なケースがあった場合は、建設課のほうに相談に行けばいいということですよ。ね。

それから私、坂本地区では、今までも危ないなというような空き家が幾つかあったんですけれども、これはどういうふうなことをしてくれたんかは知らんけれども、大体解消されてなくなって、更地になったりしてるところが割合とこの頃出てきたんで、いろいろとやってくれよんだらうなというようには思いますが、私はこれを特に聞いた理由は、直接相談に見えられた方がおったんで、で、今日の質問になっております。また相談に行きたいと思しますので、よろしくをお願いします。

次、行きます。専門学校について。これも、ちょっと思いつきみたいな質問で申し訳ないんですが、神山に来年高専ができる。まるごと高専って妙な名前の高専ですけども、それですごいなあと、ああいいなあとこう思ったわけです、私は。ちょっと待てと。勝浦町でも、今から30年ぐらい前に専門学校造ったなということで調べたら、1993年開校で、ちょうど来年が30周年だろうと思います。神山が高専造る30年前に、勝浦町はかなりの資金を投入して、町の活性化のために学園都市構想というのをつくってやってた。これ、すばらしいことだと私は思った。何だったら脚本書いてやね、ドラマにして映画1本作ったっていいぐらいのことをやったんちゃうかと思おうわけです。ところが、これどういう事情でそうなったか分からんけれども、この前の第六次総合計画を見よったら、専門学校のことは平成5年に開校したちゅう、何や小さい虫眼鏡で見んと分からんぐらいの字で、ちょこっと書いてあるだけで、全く言及されていない。町の強み、弱みとか、いろんな指標があるわけですが、その中にも一切出てこんのよね。それでええんかと思ったんで、今日の質問になってます。

本町の、この徳島医療福祉専門学校、これの設立目的。これ何億も町は投資してますよね。財政調整基金から5億とか、あるいはこの学校が借金したら債務保証すると。2億円ぐらいしとんじゃないですか。あるいは、敷地は全部購入して譲渡すると。そういうことをやって、ほとんど丸抱え状態でやった。これはええことやったと思うんですが、ざっくばらんな聞き方で申し訳ないんですけれども、どんなふうにか

えとんのか。この意義、それから今後どない期待、何を期待してるのか。卒業生でも2,000人は超えとるはずや。勝浦町の中学生が1組40人、毎年卒業しとるけれども、この学校は80人毎年卒業生を出しとる。

そういうところで、この質問になっております。誰でもいいです。お答えをお願いします。

○議長（美馬友子君） 山田副町長。

○副町長（山田 徹君） 専門学校の意義というふうな御質問がございましたが、ほとんど議員のほうから御説明をいただいたんで、ほぼ目的等については、そのとおりであろうかと思えます。

あえてお話をさせていただきますと、医療福祉専門学校、先ほどおっしゃられたように、1993年4月に学園都市構想ということで、町の活性化として、町が設立法人をつくって学校を建設し、現在の学校法人に寄附して開校されたというふうなことでございます。当初につきましては、老健施設が新たに造られた時代でございまして、これに理学療法士などの需要が増えるのではないかというふうなところに目をつけ、次世代の人材育成、経済効果、それから町内での若者の増による活性化を目指したものでございます。

その後30年間、学校法人といたしましては、優秀な人材を輩出するとともに、若者のエネルギー、先ほど申しましたけれども、若者が町内に増えて活動するというふうな効果を生んできたところでございます。また、先ほど町が債務負担というか、保証するというふうなこともございましたが、経営については理事会、評議委員会、学校職員の皆様の御努力によりまして、現在無借金の健全経営を続けているところでございます。当初の想定以上の成果を上げているものと、私は認識をいたしております。

基本的な、町が専門学校に求めるものにつきましては、町の経済効果、それから町施策への連携、それから地元の子供さんが自宅から通学できる学校、高校を卒業してからの学校、こういうふうな学校の存在、またリハビリ部門を設置している勝浦病院との連携、そして学生の皆様と町民の皆様の交流によるコミュニティーの造成、活性化、そして何よりも次世代を担う優秀な人材を、引き続き勝浦町で育成をしていく、輩出するというふうな町民の自負というか、自慢にもなるものでないかと感じております。

なお、何度も申し上げますけれども、健全経営をやる中で、評議委員会、そしてから理事会を踏まえて、学校の在り方、あるいは町への貢献についてもお話をされて決定をされている、独立した法人でございます。

今後につきましては、学校法人のほうと御相談もしながら、どういうふうな今後の町へお手伝いいただけることがあるか、検討していく必要はあろうかと思っておりますけれども、そういうふうなことで今後は進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 仙才議員。

○4番（仙才 守君） すばらしい答弁で感心しましたが、30周年をしてもう一回初心に戻って、町との交流あるいは町の活性化、そういったものを見つめ直して学校と協力して、もうちょっと交流を深められるようになったらいいなど。私はちょっと足らんのじゃないかと思ったんで、この質問をしております。

どうぞよろしくをお願いします。

次の質問に入りたいと思います。

光ケーブルの活用、これもしつこいほど同じことばかり言うんですけど、高齢者への配慮をということです。これ時間はまだいけるな。先、質問の内容を言っときます。

インターネットを使用しない世帯というか、インターネットを使用しない世帯というのと、ちょっと区分がはっきりしないんですが、テレビしか見ない世帯って言うとはっきりするんかも分かりませんね。電話のことも入ってくるんで。この助成制度について、600円助成すると。高齢者世帯から、高齢者だけの世帯、申請があった場合に、今後インターネットを使用する可能性というのを確認をして、もし確認。これは高齢者世帯ですよ。若い人はもうよう考えて、無線に移るとかいうことではっきりしようでしょうから、TAの回収なんかはいいと思うんですが、高齢者世帯の場合は使用の可能性がある場合は、TAの回収はやめたらどうでしょうかとということ。恐らく予算内に収まるはずですから、この下に国勢調査の結果書いてあります。1回、町長にはちらっと言ったことがあると思うんですが。

何でかと言いますと、第六次総合計画を見ていたら、住み続けたい、帰ってきたい、暮らしてみたい、特にこの県外へ出ている、あるいは町外へ出ている子供の世代

が、お孫さん連れて帰ってくるというたときに、やっぱりWi-Fi環境は欲しいって言うと思います、この頃。高齢者世帯の人は使わんわけですから、今までも使っていないと。使っていないけれども、ずっと料金取ってきたちゅう話ですけど、これは今日言うのはやめときますけど。やっぱりWi-Fiがあつたら帰ってきやすい。そういうことはあるんじゃないかと思う、一つは。

それから、私もインターネットやってみたいなと思うときに、また何か申請して1万円払って、TA持ってきてもらてというようなことをするんだつたら、置いといてもらたらどうだろうかと、こういうふうと思うわけです。

これは前回の一般質問でも使った、徳島新聞の読者の手紙の投稿なんですけど、私はこれを見てね。本当に感動した。この方は85歳、無職、それまではインターネットは使ってなかったと。けれども、教えてもらってYouTubeを見出したと書いてあります。非常に面白いと。この赤の括弧の中ですけど、これからも健康を維持し、さらにジャンルを広げ、YouTubeでいろいろと学んでいきたい。充実した日々が送れて本当に楽しいと。こういう人を増やしていくのが、行政の一つの姿でないかというふう思うんです。ただただ流れてくるテレビを、ざあっと1日ぼおつと見るよりも、その最後の晩年をですよ。積極的に、この人のようにインターネットを使って、YouTubeとは言わん、何でもあると思う。積極的に面白いなと思って、充実した日々を送ってもらえたらどうかと思うんです。600円って言って、すぐにTA持って帰るような行政では困るというのが、私の言いたいことや。行政の本質を外しとんちゃうかというふう思った。

町長にちょっと、このことについて聞きたいんですが。

○議長（美馬友子君） 野上町長。

○町長（野上武典君） 改めまして、おはようございます。

今回、前の町民の声、そういった一般質問等でもありました。今回、いわゆるテレビだけを視聴する、この光ケーブル等を利用する世帯について600円を補助し、その代わりと言ってはなんですが、ターミナルアダプターをストックして活用させていただくというようなことを始めております。

議員おっしゃるように、久しぶりに、コロナでなかなか帰れない家族が帰ってきて、Wi-Fi環境がないというようなことがあつたら困るかとは思いますが、



今、この制度を始めて申込みの方が来ておりますし、問合せもあるようでございます。

担当職員としては、ちょうど総務防災課の前、ちょうど私の部屋の前で2人、申請者と一緒にいろんな事情を聞きながら、非常に懇切丁寧に状況も聞きながら、県外に出ていとう御家族さんはないかというようなこともあって、その人らの意見も聞いてというようなことで、その申請に当たって出る弊害等についても説明した上で、御納得いただいて今申請がなされていると。12件の申請がなされているというふうに聞いております。

この辺りは、いわゆる高齢者だけの世帯、あるいは単独の世帯の数の状況から見ますと、非常にそういったもの、説明が行き届いた結果の12件でなかったかというふうに私は考えております。

このために、今の現状の制度としては、そのまま継続していくつもりでございます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 仙才議員。

○4番（仙才 守君） もう一つ響いてこんような、ちょっと食い違いというかね。ずれがあるように感じるね。福祉として考えていかないかのちゃうかというふうに思います。ちょっと残念な気がするね。もう一步、踏み込んでいかないかのではないかというふうに感じました。私の言い方が悪いんかもしれんね、けれども。

これで終わりか。ちょうど時間が来たようですので、私の質問はこれで終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（美馬友子君） 以上で、4番議員仙才守議員の一般質問は終了いたしました。

議事の都合により、休憩といたします。10時45分から再開します。20分の休憩さしてもらいます。

午前10時24分 休憩

午前10時44分 再開

○議長（美馬友子君） 会議を開きます。

3番、瀬戸直一議員の一般質問を許可いたします。

瀬戸議員。

○3番（瀬戸直一君） 皆さん、おはようございます。

このようにして議長の許可をいただきましたので、3番議員、瀬戸直一、若あゆ会議の一般質問を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、一人暮らしの高齢者や、高齢者世帯の見守り支援についてでございます。

1番目に、一人暮らしの高齢者や、高齢者世帯の見守りのためのセンサー設置に対する支援についてです。ちょっと例を挙げますと、2か月ぐらい前に、うちの地区の人で一人暮らしの人なのですが、高齢者なんです。自宅前でごみ出しをしようと思って車に、足が悪いんで、車でなかったらごみステーションまで行けないと。車にごみを乗せる用意をしてました。ほんで、そのときに誤ってこけたんです。こけて、足の骨が折れたらしい。この時点、状態で、携帯電話は車に入れてたと。身につけてなかったんですが、それで一人暮らしなんで連絡ができない。ほんで、結局は、朝の新聞配達来るまで、そこでくじゅんでいたと。この時期、まだ2か月ぐらい前の暖かい時期だったんで大事には至りませんでした。これが冬場であつたりしたら大変なことになりかねないと思います。

こういった事例もあるので、お尋ねします。どういったこの見守りの支援に、支援のあれがあるかということです。

○議長（美馬友子君） 長友福祉課長。

○福祉課長（長友清美君） 福祉課のほうでは、勝浦町緊急通報体制と整備事業といたしまして、機械を設置し、ボタンを押すことで専任のオペレーターにつながり、状況を判断して支援者に連絡をしたり、救急などの要請などをしてもらえるよう、業者と契約をしております。この装置の機械やペンダント、また、人感センサーの機器類及び設置費用費や保守料は町が負担しますので、利用者の負担額は月額300円で利用可能でございます。

○議長（美馬友子君） 瀬戸議員。

○3番（瀬戸直一君） そしたら、その利用者は、申出をせなんだらいかんわけですよ。

○議長（美馬友子君） 長友福祉課長。

○福祉課長（長友清美君） 対象者が65歳以上の一人暮らし、または高齢者のみの世帯、もしくは一人暮らしの重度身体障害者ということで、該当する方は申し出てもらうようになります。

○議長（美馬友子君） 瀬戸議員。

○3番（瀬戸直一君） そしたら、そういうことを広報とかあれで周知を前からされていてると思うんですが、再々ほういうことはしてもらわんだら、ちょっといかなのかなとは思いますが。

次に、2番目にまいりたいと思います。補聴器とか、耳が悪い人、それから光で知らせるインターフォン等、補助事業制度はどういったものがありますでしょうか。

○議長（美馬友子君） 長友福祉課長。

○福祉課長（長友清美君） 補聴器につきましては、身体障害者手帳をお持ちで区分が聴覚障害の方に対して、補装具の購入費を公費負担しております。本人と配偶者の所得で判断し、原則として補装具費の1割が利用者の負担となります。課税世帯は、月額3万7,200円までが上限の負担となります。生活保護世帯や町民税非課税世帯においては、全て公費負担とさせていただきます。

また、この光で知らせるインターフォン等ということですが、こちらのほうは、聴覚者障害屋内信号装置設置として、18歳以上の障害者手帳をお持ちの方で、聴覚障害2級以上の方が対象となります。購入費は本人負担が1割で、上限8万7,400円までが町が負担いたします。

○議長（美馬友子君） 瀬戸議員。

○3番（瀬戸直一君） 手厚いあれで私もびっくりしたんですが、この手帳を持っているとか、持ってなかったら、ほなどうなるんでしょうか。手帳を、認定を受けないかんということなんですよね。ほしたら、医者へ行って身体障害者の認定を受けないかん。そんな費用、いうたらあるかないかという人がおられるんよね。だけん、これも、こういう補助もないんでしょうか。

○議長（美馬友子君） 長友福祉課長。

○福祉課長（長友清美君） 身体障害者手帳の取得に当たりましては、申請書や診断書は町がまとめて県のほうで判定するようになりますので、そのためにはどうしても医師の診断書が必要となります。ちょっと今のところ、診断書料を補助できる制度

は、ちょっと勝浦町のほうでは設定してございません。

○議長（美馬友子君） 瀬戸議員。

○3番（瀬戸直一君） ちょっとここら辺も考慮してもらって、手厚いあれでお願いしたいと思います。

次に、高齢者等の緊急時の連絡手段には、どのような制度があるかということでお尋ねします。この4番目のNET119というんも関係するんですが、これはまたちょっとあれなんで、取りあえず福祉課さんをお願いします。

○議長（美馬友子君） 長友福祉課長。

○福祉課長（長友清美君） 福祉課のほうで先ほどお伝えしたように、緊急通報電話装置にはペンダント型の無線装置器もあります。見通す距離で約50メートルカバーできるということです。そういったものを活用していただけたらと思います。また、聴覚障害の方の消防や緊急の要請は、ファクスで役場との連絡手段が可能となっております。

○議長（美馬友子君） 瀬戸議員。

○3番（瀬戸直一君） そしたら、これって各家庭に電話が要るということですよ、どちらにしても。電話がない、携帯電話しか持ってない、最近そんな人が多いんですよね。これはIP電話でも可能なんですか。

○議長（美馬友子君） 長友福祉課長。

○福祉課長（長友清美君） この緊急用の通報システムは、IP電話も可能となっております。で、役場のほうは今のところ、固定電話を設置の人に限ってということで契約をしております。

○議長（美馬友子君） 瀬戸議員。

○3番（瀬戸直一君） ということは、IP電話もない、固定電話もないという人はどうしたらいいんですか。携帯でつながるようにはならんのですかね。

○議長（美馬友子君） 長友福祉課長。

○福祉課長（長友清美君） 契約の方法によっては、自分所有の携帯電話や、こちらの業者のレンタルをした携帯電話の通報先を、緊急通報先として業者に登録することも可能となっておりますが、今のところ、こちらのほうの携帯電話ということで、ちょっと契約ができておりません。

○議長（美馬友子君） 瀬戸議員。

○3番（瀬戸直一君） そしたら、相談すれば可能ということによろしいですか。

はい、分かりました。ありがとうございます。

次に、NET119を導入する考えはないのかということで、お尋ねします。

簡単に説明をしますと、NET119緊急通報システムは、音声による119番通報が困難な聴覚、言語機能障害者が、円滑に消防への通報を行えるようにするシステムです。スマートフォンなどから通報用ウェブサイトアクセスして、消防本部が消防隊や救急隊などをどこに出動させるべきかを判断するために、必要な救急、火事の別と通報者の位置情報を入力すれば、即座に消防本部に通報につながり、その後にテキストチャットみたいなので詳細を確認する仕組みとなっています。

高知県では、全域の消防が入ってるみたいですが、徳島県では南の地区、阿南市以外は入ってるみたいです。これを見る限りでは、津波が来るおそれがある地区が入っているのかなという思いです。

そこで、お尋ねします。NET119の緊急通報システムを導入する考えはありますかでしょうか。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） NET119の導入についての御質問であろうかと思えます。

現在、県内におきまして、常備の消防があるところで導入されているというふうには確認をしております。本町、常備の消防組合ございませんので、そういったところでの現時点での導入は難しい、というふうには考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 瀬戸議員。

○3番（瀬戸直一君） そしたら、何かあったときの助けを呼ぶということは無理ということなんですよね、この聴覚障害者とか。メールで、メールを送るとか、そういうようなんもできないんですよね。耳が聞こえんのやけん、電話では無理なんですよね、どうしても。

どうでしょうか。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 現在、本町における障害のある方の通報手段としては、ファクスのみとなっておるといような現状でございます。今後、本システムを含めて、他の通信手段等を研究してまいりたいというふうには考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 瀬戸議員。

○3番（瀬戸直一君） そのように、ほな、順次、消防のほうも広域の消防に入ってもらって、そういう、こういうシステムに入っていただきたいと思います。

次に参りたいと思います。これももう毎回質問させてもらってますが、全般的な地域公共交通体制整備についてということで、オンデマンド交通の導入、コミュニティバス等、見直していきたい具体的な時期とか方向性などは、令和3年度会議をもちまして示していきたいと考えていると、令和3年のみかん会議で答弁されました。ほんで、先のひな会議では、3月24日に会議をするという回答がございました。どういった結論が出されたのか、お尋ねいたします。

それと最近では、高齢者がコンビニとか駐車場とかいろんなところで、ブレーキとアクセルの踏み間違いで事故が多発しております。本町でも数か月前に、沼江のコンビニエンスストアに車が飛び込むという事故がありました。高齢者です。幸いにも人身事故にならなかったのが救いなんですけど、運転免許を返納したくてもできない事情があります。やむなく運転している現状であると思います。これからもこういった事故が起こらないとは限らないと思います。コミュニティバス、オンデマンドバス等があれば免許も返納できますし、お出かけするのもおっくうにはならず生き生きと生活できるのではないのでしょうか。

どうでしょうか。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 3月24日の会議の状況でございますが、内部において協議をしたところではございます。デマンド交通の導入を検討するに当たり、各課での実施している公共交通事業の利用実績や御意見の集計結果の確認、及びデマンド交通導入に際しての必要な検討事項等の説明を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 瀬戸議員。

○3番（瀬戸直一君） いや、協議はしたけど、答えはどうなんですか。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 現在、内部で検討しているところでありますので、まだ協議の結果というところはないというような状況でございます。

○議長（美馬友子君） 瀬戸議員。

○3番（瀬戸直一君） ほな、これからまだ何年かかけて協議するということでよろしいんですか。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 今後、内部で協議を進めていき、町としての方向性を示していくというところでございます。最終的には、住民の意見を聞いて決定することになろうというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 瀬戸議員。

○3番（瀬戸直一君） 最終的に住民の意見を聞いてということは、アンケートか何か取るんでしょうか。それとも、もう、これ、いついつかまでに方針を決めるとか、そういうなんはないんですよね。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 住民の意見の聴取の方法については、現在検討しているところではございます。それから、方向性の時期につきましては、早急に、早い時期にというふうには考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 瀬戸議員。

○3番（瀬戸直一君） 六次計画にあるように、住み続けたい、帰ってきたい、暮らしてみたい、誰もが幸せを感じられる町、勝浦。ね。早急に検討してもらって、よい答えをいただきたいと思います。

次に参りたいと思います。

次に、住民サービスの一環としてお尋ねいたします。

1番目なんですけど、スクールバスの件についてお尋ねします。今現在では、坂本地

区だけバスが出てはいますが、与川内地区とか坂本方面の児童は乗せてあげてもよいのではと思います。それと、川下の児童も、4キロメートルとかいう細かいことを言わずに、沼江、石原、掛谷、山田、今山ぐらいはスクールバスの導入をしてほしいと思います。雨降りに子供がずぶぬれになって。親御さんが送迎できる所はいいですよ。送迎できない、もう仕事に行かないかとかいうて、別に子は着替えを持っていったらいいです。ね。そういう子もいてるんでね。スクールバスを走らしてほしいなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） スクールバスの御質問ということで、御答弁させていただきます。

まず1点目。質問、2点ほどいただいたと思います。与川内の方も乗せてあげてはどうかというところだったと思います。こちらのほうですが、まず改めましてスクールバスなんですけど、現在、坂本区から横瀬小学校へ通学のために運行しています、スクールバスですね。こちらのほうにつきましては、坂本小学校の統廃合に際して、坂本の幼稚園、小学校のPTAからの町への要望を受けて導入した経過があります。坂本区の児童の送迎が運行の本来の目的となっております。乗車場所が増えることによりまして、出発時間を早める必要が出てくるなどの影響も考えられますので、仮に実施するとなった場合には、関係者の方との協議等が必要であると考えております。

2点目の質問で、川下のほうですね。そちらのほうの運行をできないかということであったかと思っております。こちらのほうですが、本町が現在所有しておりますスクールバスが1台ということもあり、運行時間等の面から、現段階ではちょっと難しいと考えております。

ただいま議員から、住民サービスの一環としてということで貴重な提言をいただいたものと考えております。子供の教育という観点では、スクールバスへの乗車が子供の通学時、通学、登下校のときの安全確保につながるという一方で、歩くこと自体そのものが体力の向上や肥満の防止につながっている、という意見も一方でございます。こうした点も踏まえまして、学校関係者等と協議しながら、今後、調査、研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。



○議長（美馬友子君） 瀬戸議員。

○3番（瀬戸直一君） そらね、健康のためにいうたら、そら歩くが一番ええんですが、ほな雨の日だけとかね。車もないということであれなんですけど、そういう点も考慮してもらって、これから先にほういうことも、安全もありますしね。狭隘部もようけあるし、車はびゅんびゅんいうて走って、もうお構いなしに走りますからね。そういうことも考慮してもらって、先ではスクールバスで往復する。だけど、健康のためというんだったら、もう学校で遊んでもらったらええんじゃないかなとは思いますがね。そういうことです。

次に参りたいと思います。住民のサービスということで、身障者用の調査の駐車場のマークを明確にお願いしたいと思います。これはもう、やってください。お願いします。

3番目に、救急車の救急時の体制はということでお尋ねします。最近、熱中症とか緊急事態での多くの患者が出た場合に、車が何台か必要になったときとかのことで。何年前のことですけども、町内一斉清掃のときに、8月です、あったと思いますが、ある人が具合悪くなって救急車を要請しました。要請したんですが、もう既に出動しているということで、無理と言われました。もう既に出動しているから行けませんよ、そら分かるんです、1台しかないんで。そやけど、これでええんですかね、こういうあれで。このときに状態を聞いてくれるとか、これもなかったんですよ。もういきなり、出てるんでありませんというような対応だったんです。素人的に、熱中症なんだからということで、あちこちを冷やして大事には至らなかったんですが、そういう対応がちょっとがつんと来たんやけどね。こういったときの対処はどう考えますか。これが1つと、近隣他市町村との連携はどうなっていますでしょうか。お尋ねします。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 現在、高規格救急車が出動中に救急要請があった場合、2500番へ通報があった場合につきましては、救急隊運転手に転送されるようになっております。救急隊が現在の状況、救急車の位置、要請内容等、救命士と共有をいたしまして、判断した上で重複出動に移るようになっております。その場合、オンコール体制により、非番待機の救命士を招集し、軽の救急車で出動し、搬送することと

なっております。

また、他市町との連携でございますが、多重事故の際は、上勝町、小松島市と連携できる体制となっておりますが、他市町も保有車両が少なく、本町へ出動が難しい状況というふうな場合もあろうかと思えます。

担当課といたしましては、可能な限り対応したいと考えておりますが、物理的、人的にも対応し切れない場合があることを御理解いただければと考えております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 瀬戸議員。

○3番（瀬戸直一君） ほな、そういったときには、徳島市なり全県下にいうたら声かけて救急車を要請するということでよろしいんですか。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 現在、全県下というところまでは至っておりません。上勝とか小松島市とかというところでございます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 瀬戸議員。

○3番（瀬戸直一君） ほな、熱中症で10人ぐらい倒れましたというときにはどうしましょうか。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 救急車両には他市町村も限界があるということを御理解いただきたいと思えます。そういった場合は、直接病院に行かれたほうが早い場合もあろうかというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 瀬戸議員。

○3番（瀬戸直一君） ということは、そういうときには、ほな、もう直接病院へ行ってくださいというような、あれなんでよろしいんですね。病院へ連絡してもらって、今から保護者なりなんなり、先生なり、周りの人が積んでいくということでもよろしいんですか。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 救急隊が重複出動の場合は、現在の状況とか位置と

か要請内容で判断をしてお伝えをするところでございます。直接行かれたほうが早い場合もあろうかというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 瀬戸議員。

○3番（瀬戸直一君） 大体のあれは、無理難題は無理ということで了解しました。だけど、あのときはもう一台軽四があったのに、いうたら断られたんで、私もちょっとがつんと来たんですがね。もし何かあったときには、そういう対応ですよということで、対応したいと思います。

次に4番目に、ここの庁舎3階へのエレベーターの設置をということで、お尋ねします。来年、令和5年には町議会議員の改選も行われます。車椅子が必要な人、身体障害者も、誰もが議員になれるようにということで、それと議会の傍聴も、今の現状では、車椅子では3階へのアプローチは難しいみたいです。どうにかしなければいけないのではないのでしょうか。お尋ねします。

傍聴は1階のモニターで見てくださいよということなんですが、多分。いや、私は本会議場で見たいんです、傍聴したいんです、という人がおったらどうされるのかなと思って、お尋ねします。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 庁舎3階へのエレベーターの設置についてであります。設置箇所の問題や利用頻度、予算的に考え、増設しての設置は難しいというふうに考えております。

傍聴につきましては、現在、ロビーのほうにモニターを設置しておりますので、できるだけそちらのほうで御覧いただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 瀬戸議員。

○3番（瀬戸直一君） 予算的には難しいというんは分かるんですが、利用頻度というんはちょっとおかしいんじゃないですか。もし、ほな仮に車椅子の必要な議員さんが出てこられた場合に、これ利用頻度というんはおかしいんじゃないですか。もう、ほな昔みたいに、かごかきで上へ上げてくるということでよろしいのでしょうか。

私の1つの提案としては、福祉センターの3階へ議場を持っていくとか、最低、2

階の会議室で議場を持ってするとか。簡易な方法で、車椅子なりなんなりができるような体制を取らなければいけないのではないのでしょうか。そうせんと、車椅子の利用者は立候補できないということになってます、今のところはね。だけど、誰もが立候補できるような感じにしなければいけないんじゃないんですか、ということです。

どうでしょうか。

○議長（美馬友子君） 野上町長。

○町長（野上武典君） この議場へのエレベーター設置、建築法上、役場の中にエレベーターを造るんであれば可能かなというところで、この場合は非常に工法的に難しい。それから、外に建てるとなったら、非常に大きな費用がかかってきます。議員がおっしゃるような何らかの方法で、もし今であれば、さっきおっしゃっておいりましたように担いで上がる。あるいは、もし可能であれば、福祉センターの3階の、議会のたびに臨時議場をそっちに移すというような方法。誰もが町政に参加できるバリアフリーな施設の整備というのは、検討すべきかと私は思っております。もし、そういったことが起こるんであれば、今、議員がおっしゃるようなことも含めて検討したいというふうに。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 瀬戸議員。

○3番（瀬戸直一君） そうなったときには、御検討をよろしく願いたします。

次に、各地区に公告公示板があると思いますが、最近、みんな車で移動するので、わざわざ歩いてこの公示板を見るやいう人がおらのんちやうんかなと思って。私も、あるんは知ったんやけど、何が載っとんかなという感じぐらいしか見てなかったんですが。この公示板も、ごみステーションの近くとか、皆が歩いていくところ。コミュニティセンターとかは、車で最近もう、ばあつと行って駐車場へ止めるんで。公示板を見るやいうことがないんですよね。だけん、ごみステーションやったら歩いていって、ごみ当番さんがそのときに見れたら見るというような感じで。誰もが見やすい場所へ移動できないかということでお尋ねします。

それと、もっと町民に広く告知してはどうかということでお尋ねします。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 本町の掲示板につきましては、現在17か所ございま

す。勝浦町公告式条例に定められるところがございます。御存じのとおり、条例や規則は、交付手続をもって効力を生ずるものとされておるところでございます。掲示板への掲示は欠かすことができないものであり、掲示板は必要なものと考えておるところでございます。

設置の場所につきましては、議員御指摘のとおり、多くの住民の目に触れる場所が好ましいというふうには考えております。現状において、各地区の集会所付近、道路等に設置しているところがございます。地区によっては、より好ましい場所がほかにあるというふうなところかも知れませんが、現在、新しく設置してまだ年数もたっておらないというところで、移動のほうは少し難しいのかなというふうには考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 瀬戸議員。

○3番（瀬戸直一君） そしたら、これ、区で勝手に移動するというんは可能なんですか。動かしたらいかんとかいう、何かありますでしょうか。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 現在、告示版につきましては、先ほど申しましたとおり、条例等で場所等は定められているものでございます。移動につきましては、条例改正、それから、そういったものの手続が必要となるというふうには考えております。

○議長（美馬友子君） 瀬戸議員

○3番（瀬戸直一君） ということは、もう動かすのもでけん、今現状でいてくださいということなんでしょう。ですね。分かりました。

次に、ごみ収集の件でお尋ねいたします。夏場だけでも毎日の収集はできないかということでお尋ねします。というのは、気温が高くて、生ごみはきっちり水切りができていなければ、水切りができていけばよいのですが、できてないので、集積場が不潔になっています。こういった理由でお願いしたいわけですが、いかがでしょうか。

○議長（美馬友子君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） 現在、可燃ごみ収集につきましては、町内を2地区に分け、各地区週に3回、収集車1台で収集し、小松島市に焼却を委託させていただいて

おります。焼却場からは、昼過ぎまでには焼却場へのごみ搬入を終えるように言われております。そういったことから、地方全域のごみを1台の収集車で毎日の収集を行うことは厳しいと考えております。

収集車は役場で購入して、委託業者にお渡ししています。予算の関係もございまして、収集車を増やすことも非常に難しいのではないかと考えております。

調べましたところ、近隣町村では、可燃ごみ収集は週2回のところが多くございました。勝浦町は週3回の収集ですので、比較的多く収集していると思っております。住民の皆さんにも御協力をいただき、ごみフェンスへのごみ出しを前日の20時から収集当日の8時までと時間を限定し、ごみ出しから収集までを短時間で行うことで、腐敗や臭いなど衛生上の問題に対処しておるところでございます。

また、町では生ごみ処理機購入の補助事業を行っておりますので、そちらの活用も御検討いただけたらと思っております。各御家庭で工夫したごみ出しの御協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 瀬戸議員。

○3番（瀬戸直一君） 大概の人は、水切りをして出さないかん、そやから翌日の、いやいや、前日の8時以降翌朝までということを出されとんですが、いや、それを守れてないんですよ。水切りもできてない家も、御家庭もございまして。そしたら、取りあえず汚いんですよ。もう、それに穴が空いとったもんなら、もう、ね。夏場やし、そらもう不潔でどうしようもないということ。そら、住民が気をつけてくださいよ、で、気をつけてくださいよなんですが、できない人もおられるし。できてるといことなんです。これは、予算の関係もあつて難しいんだらうとは思いますが、なるべく不潔にならんように、当番さんに清掃をしてもらうようにいたします。ありがとうございました。

次に、5月の連休明けのことなんですが、分別ステーションのアルミ缶、スチール缶、それからペットボトル等の分別のあれが、1つ2つのものができてなかった。ほんで、5月の連休明けの話なんで、もう山積みになっていて、もう中へ、分別ステーションへ入れないぐらい。持って帰ってくれなくて、入れないぐらいたまっていたと。

ほんで、これを課長にも抗議をしたみたいなんですが、住民が。結局、1つ2つの

もんは前の質問のときにも話したんですが、別のコンテナに取りのけをしてくれると。ほんで、ほれ、そこを整理してくださいよ当番さんがということであったんですが、これもしてなかった。

ただ、汚れてるから持って帰れません。ちょっと厳し過ぎます。ほんで、持って帰ってくれなんだから、だってもうステーションに入れんぐらい、5つも6つも網の袋が残っとんですからね。そたらもう当番さんやって、何で持って帰ってくれんのんって、こうなるじゃないですか。そんな100%でけてないけん、持って帰れませんというんはちょっと無理ですよ、住民は。そら、100%できる人がおれへん。それごく少数ですよ、100%できる人は。ほんで、当番さんやって、1つ2つぐらいやったらのけといてくれて、これを処分してくれたら、ほんで済むことじゃないですか。これを一々帳面に書いて、できてませんから持って帰れませんというんは、ちょっと厳し過ぎませんかということです。

どうでしょうか。

○議長（美馬友子君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） 例えば、分別されたペットボトルの中に少量の不良のボトルが含まれている場合は、議員おっしゃいますように、職員が取り除くか、ステーション内に設置しております再分別用のコンテナに置き換え、再分別をお願いしております。多量の不良ボトルが含まれている場合は、収集ネットに貼り紙をし、詳細についてステーション備付けのノートに記載しております。

適正なごみ分別を知ることにより、各区のステーション管理もしやすくなると考えておりまして、分別ごみの出し方等につきましては、広報誌あるいはホームページなどでの住民周知に加え、各区からの要望があれば職員が出向いての説明会を行っております。コロナ感染症の三密の関係で、少ない人数での説明会等を開催するなど、工夫をしておるところでございます。正しい分別方法が分からなければ分別にも時間がかかるかと思いますが、住民の皆さんが正しい分別の仕方を御理解いただくことで、現場で迷うことなく適正な分別ができ、時間短縮もできるかと考えております。各地区での分別説明会の開催に、議員の皆さんにも率先しての御協力をお願いいたします。行政、住民の協働により、効率的でよりよいごみ減量、資源回収、環境対策という共通の目的が可能になると考えております。

地球温暖化の原因である二酸化炭素排出量の削減、また持続可能な開発目的、目標、SDGsの達成は今や国際的な課題となっており、ごみ分別もこの問題解決につながってくるものでございます。そうした問題意識を住民の皆さん一人一人に持っていただくことも、分別に御協力をいただいている意味の1つではないかと考えております。

以上です。

○議長（美馬友子君） 瀬戸議員。

○3番（瀬戸直一君） そら、今言われたことはちょっとよう分かってるんですが、何せお年寄りなんですよ。ほんで、目も薄いしね。せないかんことは分かっとなですよ。分かっとなやけど、これが汚れとるんやら汚れてないんか、お茶の色がちょっとついとるとかね。ペットボトルやったら。ほんで、ほれでもあかんていうて書かれとるけんね。ここまではちょっとね。もう、もうお年寄りがしよるんやけん、そらもうちょっと勘弁してもらわんと、100%はできません。

そういうことで、また説明会を依頼したいとは思いますが、多分、しても。せないかんことは分かっとなですよ。分かっとなやけど、目が薄いと、できんのんですよ。やけん、あんまり厳しいせんと、持って帰ってもらってね。町のほうで、できとらんとかできとるとかいうやつを、もう一回選別してもらったほうがええんじゃないかなと思います。そのほうが、住民と役場に言うていって、ぐじゃぐじゃ言うよりもええんじゃないかなと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（美馬友子君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） 過去の経験におきましては、分別説明会を行うと状況はよくなっておるといことがございますので、まずは説明会の開催をぜひお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（美馬友子君） 瀬戸議員。

○3番（瀬戸直一君） ほな、説明会もまたしてくださいということで、お頼みに行くかもしれませんので、よろしくお願ひします。

それと、最終の選別も、町のほうでできるような体制で、体制を敷いてもらったらいいのかなと思います。



次に、もう一点だけええですか。感染症とこのコロナ対策は、どういうふうを考えてますでしょうか。このごみの当番さんとかのあれに関して。

○議長（美馬友子君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） 保険に入ってるかどうかということですかね。ではない。

○3番（瀬戸直一君） いや、保険も入ってないという。

○住民課長（後藤信之君） 感染症対策につきましては、資源化交付金、こちらから交付しておるものがございますので、それで手袋等対応していただいているという状況でございます。

○議長（美馬友子君） 瀬戸議員。

○3番（瀬戸直一君） はい。

ということは、アルコール消毒と、うちの地区やったら手洗いもないんで、手を洗えんのですよね。だけん、区で手袋なり、使い捨ての手袋なりアルコール消毒を用意しなさいよということなんですか。

○議長（美馬友子君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） はい、そのおっしゃるとおりでございます。

○議長（美馬友子君） 瀬戸議員。

○3番（瀬戸直一君） ほな、もしけがしたとかいう保険のものも、聞いても無駄なんですか。手、切ったとか、蜂に刺されたとかいうんがあるんですけどね。自分でしなさいよということですか。

○議長（美馬友子君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） 現在のところ、分別ステーションでの清掃、分別の際には保険は入ってございませんので、それが入れるかどうかというところは調査研究させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（美馬友子君） 瀬戸議員。

○3番（瀬戸直一君） そしたら、それを調査してもらって、なるべく保険で何かできるようにしてもらいたいと思います。

以上をもちまして、3番瀬戸直一の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（美馬友子君） 一斉清掃のときはいけるんちゃう。一斉清掃のときの保険は使えんのかいな。

瀬戸議員，町長，答弁さしてもらいたいわ。よろしいですか。小休で言う。

○町長（野上武典君） そうですね。

○3番（瀬戸直一君） お願いします。

○議長（美馬友子君） 小休で。小休中で。ちょっと座ってください。どなたか。小休。はい。

午前11時39分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（美馬友子君） 再開いたします。

以上で，3番瀬戸直一議員の一般質問は終了いたしました。

議事の都合により，休憩といたします。執行部の入替えとか消毒，換気のために休憩時間を取ろうと思ったら12時になるんですが，再開は13時30分からでよろしいですか。

はい。それでは，再開は13時30分からといたします。

午前11時41分 休憩

午後1時29分 再開

○議長（美馬友子君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

1番花房勝一議員の一般質問を許可いたします。

花房議員。

○1番（花房勝一君） 議長の許可をいただきましたので，1番議員花房，令和4年若あゆ会議での一般質問を始めさせていただきます。

今回は4つの項目について通告書の順に質問させていただきますので，答弁者の方には分かりやすい御答弁，よろしく願いいたします。

それでは，早速ですが1つ目の質問といたしまして，県道新浜勝浦線未開通地区についてということで始めさせていただきます。

この質問につきましては，今年4月20日の早朝に，飯谷町の県道16号線沿いでの民家での火災が起きまして，その消火活動による車道が規制されたことによるの

渋滞を引き起こしまして、勝浦町に入ってくる人たち、朝の通勤時間に重なったこと  
があり大渋滞になり、自分の会社でも従業員が遅刻してきたり、いろんな部品など、  
仕事に関する物流でかなりの影響がありました。

この火災、徳島市のホームページで調べてみますと、お昼過ぎには鎮火と報告とい  
うことになっておりましたが、渋滞はその消火、鎮火してからの活動があったことと  
思われますが、夕方まで渋滞は続きました。

また、同じく4月の25日の夕方に、飯谷町の潜水橋のもとで大型ダンプカーの単  
独事故によりまして、その事故の処理にまた大きな時間がかかりまして、大きな渋滞  
が発生し、25日の夕方からかなり遅くまで、市内、また勝浦に向けていく16号線で渋  
滞が起きました。

この1か月の間でこのような2件の事故が起こり、この16号線が勝浦町にとっては  
非常に大切に、な道であると思ったわけです。で、この16号線にもしも何かあって通  
れなくなったときには、この本町にとっては大変なことになるだろうと。

また、もう一つ理由がございまして、今、町内以外でも問題になっております、い  
わゆる平石山問題です。で、なかなか解決の糸口がつかめない状況が続いておりま  
す。これも5月やったんですかね。平石山問題、会の中で、ある委員の方が、この県  
道新浜勝浦線の状況によっては、解決に向けての1つのきっかけになるのではないか  
という提案がございました。この2つの思いから、今回この質問を取り上げさせてい  
ただきました。

ということで、この県道新浜勝浦線212号線ですが、今までの経緯というのはどの  
ようになっておりますか。これ、建設課長お願いいたします。

○議長（美馬友子君） 海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） はい、お答えいたします。

県道新浜勝浦線、起点が徳島市新浜本町、勝浦浜橋北詰めから、終点が勝浦町横  
瀬、横瀬橋北詰め西側ですが、となっており、昭和46年4月27日に県道として認定さ  
れております。なお、徳島市と勝浦町の境界部の未供用区間については、道路区域決  
定がされていないという状況であります。なお、令和2年度道路現況調査では、総延  
長として18.63キロであるということでございます。

以上です。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） この未開通地区があるということですが、この未開通地区というのはなぜあるのか、そこら辺は分かっておりますか。お願いします。

○議長（美馬友子君） 海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） はい。御存知のとおり、当未開通区間の地形がかなり急峻であるということと、工事、開通に要する事業費が多額になるといったことから、現在の徳島上那賀線の改良を優先してきたというふうに推測をしております。

以上です。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） 確かにこの山の中、大変な工事するには物すごい費用とか、ことがかかるのかなと思います。そこで政策監に質問させていただきます。今現在の県での考え方、方針というのはどのようになっておられますか。

○議長（美馬友子君） 春木政策監。

○政策監（春木達也君） 県の方針ということですが、町といたしまして、6月27日に土木事業の県への要望、この中にこの未開通区間の整備につきましても要望はいたしております。そのときの県の回答といたしましては、まずは現在行っている事業の早期完成をとということと、あと新規着手は難しいというふうな回答をいただいております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） ちょっと今初めて要望に入っていたということを聞いたんですが、この要望というのはずっと毎年、ようされよんですかね、政策監。

○議長（美馬友子君） 春木政策監。

○政策監（春木達也君） はい。毎年行っております。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） 212号線の未開通地区の開通のための要望を毎年されよん。もう一回確認ですけど。

○議長（美馬友子君） 春木政策監。

○政策監（春木達也君） 今回の未開通区間につきましては、今回の要望から入れさ

してもらっております。

以上です。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） 今年初めて、初めてというか、やっていただいたということなんですけど、そしたら、さっきの答弁の中にあつた、今現在やっているところがということやったんですけど、ほれが終われば次にというような可能性があるという考えでいいのか、そこら辺ちよっともう少し詳しく、具体的に教えていただけたらと思いますけど。

○議長（美馬友子君） 春木政策監。

○政策監（春木達也君） 今の事業が終わればするかどうかということにつきましては、県としては明確には答えていただいておりません。まずは、今着手しているところを早期完成をすべきだ、という御意見でございました。ということでございました。

以上です。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） つまり、くどいようですけど、今着手しているというのは、212号線の工事の着手しているところという考え方でいいのか。

○議長（美馬友子君） 春木政策監。

○政策監（春木達也君） 今着手しているという、各種県事業でございます。

○1番（花房勝一君） 町内のという。

○政策監（春木達也君） はい、そういうことでございます。

以上です。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） 確かにほかの事業たくさんあって、これ長いこと捨ててあつた事業ということで難しいものだと思いますが、先ほども申し上げた16号線が命だし、阿南からの迂回路もあるんですが、自分なりに思うのは、やっぱり道路というのは、その地域の価値を上げるための1つの重要なものであると。また、いろんな意味でも町の発展につながっていくものであると考えます。

先ほども述べましたが、平石山問題についても、この問題解決への糸口につながる

の、可能性が大きいのではないかと僕は考えております。

何も計画がないところに新しい道路というのは、非常にこれ難しいものかと思いますが、50年、約50年前に計画されたもの、いろんな意味合いで止まっておるわけではございますが、もう一度これ勝浦町としては、僕の考えでは、県に要望して何とかつなげていく方向でやっていただくべきと考えます。

この質問の最後に、町長にお尋ねします。この212号線、今回要望に入れていただいたということなんで、町としては通してほしいということっていうのが分かりますが、もっと強くやっていただきたいという点から、これからの取組どのように考えますか。

○議長（美馬友子君） 野上町長。

○町長（野上武典君） 基本的に、今、建設課長、また政策監のほうから申し述べたようなところではございますが、町といたしましては、非常に議員おっしゃるように代替えの道、16号線の代わりになるような道というようなものの必要性は十分理解できるんですが、まず、県においても限られた予算の中で道路整備等を行っていることと思います。そういったことも理解した上で、勝浦町も毎年要望に行って、少しでも早く、また確実にその要望が通るよというところでやっているところではございます。

今後ともこういった要望はさせていただくんですが、勝浦町としては、まず今回出ております今の事業が終わって、まだ棚野地区、西岡地区といった、子供たちにとって非常に危険な道を改良するというのが、まず先でなかろうかというふうに私は思っております。また、新浜勝浦線におきまして、まだ順次、二車線化が進んでいるわけですが、それもまだ狭隘部分も残っていることでございます。そういったことについて、まず進めていくことが先であるというふうな理解でおります。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） 県の事業として、町内優先順位をつけてということで、順位でいったら確かに低いものかなとは、僕も町長と同じ考えでございます。しかしながら、この道も大変重要な道であると思っておりますので、県の予算という限りのある中ではございますが、何かいいアイデア、方法があるのではなかろうかと思っておりますの

で、そこら辺も踏まえまして、またこれからいろいろ考えていっていただいて、少しでも前に進むようにやっていただけたらと思います。

以上で1番目の質問は終わります。

次に、2番目の質問といたしまして、高齢者免許返納問題についてということで質問をさせていただきます。

皆様も御存知と思いますが、自分は自動車、車に携わる仕事をさせていただいております。ここ最近、特にここ二、三年ですが、車の免許を返納、自主返納される方が非常に町内増えてきました。大変悲しい事実ではございますが、現実の事実でございます。

その中で同居される家族の方がおられる方は、まだ送り迎えされたりする姿を見られますが、高齢者の夫婦だけで暮らされている方や、お一人で暮らされる方もおります。そのような方は、朝の瀬戸議員も言われておりましたが、大変苦勞されている姿を見受けます。

また、今年の2月の2月会議の中で、補正予算の審議の中で説明のありました、町内65歳以上しかおられない世帯というのが900世帯以上あるということを知りまして、本当に僕はびっくりしました。本当にこの勝浦町というのは、高齢化に向けて着実に進んでいることを実感しました。

そのような中、今年の議会広報、これ記事なんですけど、特集を組ませていただきまして、町民の方に、2期目、野上町長に期待することとしてアンケート調査をさせていただきました。その中のこの2名の方の意見でございます。

1人の方は、一人暮らしの高齢者のごみ出し問題などと、もう一人の方は、粗大ごみ回収を利用する人、運転手段を持たない高齢者世帯などが利用できていませんということでした。このようなことから、今回この質問を取り上げさせていただきました。

まず、今現在、本町で免許返納者の状況という数とかは把握されておりますか。これ、福祉課長お願いいたします。

○議長（美馬友子君） 長友福祉課長。

○福祉課長（長友清美君） 返納者の状況ということで、小松島署に確認をしてみました。年度扱いでなく、1月から12月の集計になりますが、令和元年が27名、令和2

年が26名，令和3年が12名，令和4年は現在のところゼロといった状況でございます。

以上です。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） この数というのは，勝浦町で返された，小松島署に返されたという数で，これは全てになるんですかね。

○議長（美馬友子君） 長友福祉課長。

○福祉課長（長友清美君） 福祉課のほうでは，ちょっとこの数というのが把握できておりませんので，小松島署のほうで，勝浦町民が返納された数ということで確認をしております。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） 令和4年がゼロ名というのはちょっとあれなんですけど，情報として小松島署が把握しとる。ちょっとよう分からんところもありますが。大変たくさんおいでのかなと思いますが，ちょっと3年，4年と減つとるのがちょっと不思議なんですけど，また，この返納者に対しての，いろんな施策，サービスというのは，本町ではどのようになっていますか。

○議長（美馬友子君） 長友福祉課長。

○福祉課長（長友清美君） 勝浦町では，高齢者移動支援助成事業として，申請に基づき，該当者には1か月につき2,000円分のタクシー券を交付しております。また，ほかにも福祉移送サービス事業として，火曜日と木曜日は買物に利用できるバスを社協のほうで無料で運行しております。

以上です。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） いわゆる免許を返納して，今出さしていただいとる，このガイドブックに載つとるところの町の施策のところ，御説明いただいたと思います。

タクシー券やお買物支援バスというので十分かどうかというのは，ちょっと別といたしまして，この支援をしていただいとるというのにはありがたいと思いますが，この議会広報にも載っております，身近な生活に欠かせない日常のごみ出し問題に苦勞される方が出てきておるといことです。なかなかタクシーに乗って，なかなかごみ



出しに行ったりとかするんも難しいものかなと思っております。

その中で、特に先の質問といたしまして、日常のごみ出し問題に免許返納者が苦勞されておると思うんですが、朝も少し瀬戸議員が質問をされておりましたが、現在、町のごみ収集方法というのは、地域によってちょっと違う、県道縁に出されておる地域もあるような感じがするんですけど、どのようになっておりますか。これは、住民課長お願いします。

○議長（美馬友子君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） ごみの出し方につきましては、現在、横瀬、棚野、西岡の県道沿いで路上収集を、それ以外では各地区のごみステーションでの収集を行っております。路上収集は県道沿いでまとまった戸数が、地区で決めた収集場所にごみを、ごみ出しをしておるものでございます。

以上です。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） 横瀬、棚野、西岡の3地区が県道縁ということで、これって何か理由があるんですか。

○議長（美馬友子君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） かなり前からそういった路上収集をしておりますので、地区のほうで相談をして、場所とかの確保ができた場合は路上収集をしておるものと思っております。

以上です。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） 前からということで、特に大きな理由がなさそうな感じがするんですけど、各地区によって違うということで、自分の地元、生名地区ですと、東生名、西生名というんで2か所、ごみの収集、ごみ捨場というのがございます。両方とも桜ロマン街道付近、沿いにございまして、地区でいいますと一番低いところにございます。何か遠い、今回ちょっと調べさしてもうたんですけど、ちょっと山の上のほうからの人でありますと、約1.5キロから2キロぐらいの距離がございます。行きは下り坂で、何遍か見たことあるんですけど、一輪車に乗せていかれとんですね。最近ちょっと見んようになったんで、どないされとうか分からんのですけど、行きは下

り坂ですが、帰りはかなり急に上り坂になって、車に乗れない高齢者になれば、ちょっと簡単にはこれできないことなのかなと、こういう状況になっていると考えられます。

ほんで、地区によって距離が違う。自分の地区の場合はまだそんなに遠くないのかなとは思いますが、この辺、ごみ出しに困ってるというような町民の方の意見というのは、相談とかはございませんか。

○議長（美馬友子君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） 議員おっしゃる困っていると相談につきましては、年に1件か2件程度の相談はございます。

以上です。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） 1件か2件ということで、そんなにないのかなとは思いますが、返納者の問題で、これからもっと返納者は増えると思っています。今まだぎりぎり大丈夫なところなのかなと思いますが、これ対策が必要ではないかと考えますが、住民課長、どのように考えますか。

○議長（美馬友子君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） そういった御相談に対しましては、まず御家族、御親戚、御近所でお手伝いいただける方はないのか。また、シルバー人材センターで運搬のサービスを行っておりますので、そちらの御案内もさせていただいております。

以上です。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） 今の答弁は、シルバー人材センターに頼んだら、ごみを出してくれるんですか。

○議長（美馬友子君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） シルバー人材センターに確認しましたところ、現在、ごみフェンスへのごみ出しの依頼が1件あるということでございます。

以上です。

○議長（美馬友子君） え、予算がいる。予算、予算がいる。

○住民課長（後藤信之君） あ、僕が言うんですか。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） それは、ほな、シルバー人材センターに個人の方が負担、費用を負担されて出しておるといこと。シルバー人材センターを利用したら、有料であればできるということで、一つ理解はできるんですが、それもシルバー人材センターがどれぐらいの費用がかかるのか、ちょっと調べておりませんし分からないのですが、ここら辺、相談件数が増えてきたり、やっぱり放りに行けない方っていうんが増えてくると思うんで、町として何かしらの施策、補助が必要ではなからうかと思いますが、そこら辺、まだ考えてませんか。

○議長（美馬友子君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） 今後、そういった要望がたくさん増えてくるようであれば、高齢者支援施策として相談し、また研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） それと、施策を考えていただくんもあれなんですけど、一つの方法として、朝、瀬戸議員さんも言われておりました収集の件、毎日できないかということで、家の前まで行ったら問題ないわけなんですよね。ただ、自治体によれば、そういう回収の仕方をされておるところもあります。そういうふうなやり方も、一つの僕は方法でないのかなと考えております。

ここら辺も次、こういう要望が増えてきたときには考えていただきたいなと思っておりますので、これは答弁要りませんが、またそこら辺も、また踏まえて考えていていただきたいと思えます。

次の粗大ごみのほうに移らせていただきます。

野上町長になってからの粗大ごみの無料回収です。無料になって大変ありがたいと、町民の方からもいろんなお褒めの言葉をよくいただきますが、これも免許返納者の方には捨てられない状況がございます。

無料になって、かなり捨てに来られている人も増えておりますが、1回につきどれぐらいの台数、人数の方が捨てに来られていますか。住民課長、お願いします。

○議長（美馬友子君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） 粗大ごみ利用世帯数の把握というのはしておりません

が、直近の令和4年6月のごみ回収におきましては、288件の利用がございました。

以上です。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） これだけです、この前とかはないですか。データない。はい、分かりました。世帯数から考えると2,000ちょいなんで、そんなにめちゃくちゃたくさんではないのかなと思いますが、基本、世帯に1件につき1台というルールあるよね。はい。

これについても免許返納者の方は捨てに行けない、捨てに行かれないということは何度か聞いたことがございます。それも、これは職員の方に聞いたんですけど、あるときは赤帽が捨てに来たと。費用を捨てる方が依頼してということ。

こちらも、さっきと多分答弁、同じになるのかなと思いますが、対策、これからの施策について、住民課長どない思いますか。

○議長（美馬友子君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） 日常のごみ出しと同じ回答にはなるんですけども、やはり、まずは御家族、御親戚、御近所をお手伝いに渡っていただいて、また同じような答えですけども、シルバー人材センターでのサービスが利用できないかということとで御案内をさせていただいております。

以上です。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） そこのアドバイスを的確にさせていただけたらと思いますけど、最後にこの両方のごみ出し問題について、町長、どのように考えられるか、お願いいたします。

○議長（美馬友子君） 野上町長。

○町長（野上武典君） 今後、さらに高齢化が進む中で、ごみ出し問題だけでなく、高齢者の日常生活で車が使えない、また体力的にも難しいというような日常生活の出来事というか、しなければいけないことっていうんは増えてくるかと思います。

こういったことも、いろんなところでそういった事例はあるようで、他の市町村でやっている事例であるとか、いろんなものを研究しながら、ごみ出しも含めて、そういった対応、対策がとれないかという研究は進めていきたいというふうに思います。

例えば、やっぱりコミュニティーを重要にして、そういったボランティアをやっていただくと、ポイント制度で何かをとというようなことも考えられるんでないかと。そういったことに取り組まれている自治体もあるようですので、勝浦町も長く地域を運営していくために必要なものと、2つ、ほかの課題も併して解決できるような方策を考えていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） 最後に言われましたコミュニティーを中心にとということで、非常にいい案だと思います。やっぱり地域で高齢者を守っていくような施策をしていただいて、若い人とまた高齢者の方がつながれるような、今言われたポイント制度っていうのも利用されて、していただけたら、地域の中のコミュニティーも上がって、いい地域づくりができるのかなと思いますので、ぜひ早期の実現をよろしく願いいたしてまして、この質問を終わらせてもらいます。

続きまして、3つ目の質問といたしまして、空き家の情報についてということで、今回質問をさせていただきます。

勝浦町には、前からこの空き家バンク制度っていうのがあります。これチラシになるんですけど、僕、あんまりこのことに携わることがなくて深く調べたことがなかったのですが、こないだちょっと自分が議員ということで問合せいただき、少し調べさせていただきまして疑問に思ったことがあったので、今回この質問に入れさせていただきました。

まず、今この現在、空き家バンク制度ですね。状況はどのようになっておりますか。企画交流課長お願いします。

○議長（美馬友子君） 寺尾企画交流課長。

○企画交流課長（寺尾由美君） 空き家バンク制度についてでございます。平成27年度からこの制度を実施しております。現在、令和4年7月現在の登録で、累計で53件の登録がございます。そのうち、売却された物件、移住者の方に売却された物件が7件、取り下げが3件、それを差し引いた残り43件中、貸出し中の物件が25件で、現在のところの稼働率は58%となっております。

以上です。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） 思うとったよりようけあるなと思いました。

このチラシの中に1つあるんですけど、この改修制度、改修の補助制度というのは、どのようなものかお願いします。

○議長（美馬友子君） 寺尾企画交流課長。

○企画交流課長（寺尾由美君） 制度につきましては、以前は移住者向けの改修補助金のほうを27年度から5年間実施しておりました。現在は、この移住者向けの改修補助というのはございません。現在は、リフォーム補助のほうで対応しております。

以上です。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） ていうことは、空き家バンクに登録される方が、建設課のリフォームを利用して改修してくださいという、変わっとうちゅうことやね。はい、分かりました。

あともう一つ、このチラシの中の2つ、下の2つの相談窓口があるというのは、これなぜでしょうか。お願いします。

○議長（美馬友子君） 寺尾企画交流課長。

○企画交流課長（寺尾由美君） この空き家とか移住の事業を進めるに当たりましては、移住者、移住希望者には様々な要望がございます。個々の対応が求められることから、町だけで対応するには限界もありますので、勝浦町地域活性化協会が、以前から勝浦町の移住交流支援センターとして位置づけております。で、移住の相談やお試し移住施設の坂本家の管理、それから利用者への対応、空き家の紹介や、などを移住者の要望に対応して行っております。

町としましては、空き家情報を収集しまして、物件の調査を行い、活性化協会と連携しまして、物件情報や相談事例は常に共有して対応を行っております。活性化協会では土日での対応も可能であります。協会が休日となる月曜日などは、直接町のほうへ問合せもあることなどから、柔軟な対応を行うために、表記のほうは2つ記載しております。

以上です。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） うまく連携されてやっておられるということなので、今ちょっと何か無駄があるのではないかと、ちょっと疑問に思ったので質問させていただきました。

ほんで今回の質問、最初に言いました一番疑問に思ったところなんですけど、先ほど言われました登録件数が53件で、売却7件で、25件の今貸出し中で、58%であるということ、何件かまだ余っておられるということ、これ、貸せる状態があるということなのかなと、ほういう理解でよろしいですか。

○議長（美馬友子君） 寺尾企画交流課長。

○企画交流課長（寺尾由美君） 現状におきましては、貸出しが可能な物件というのはほとんど貸出し中でありまして、残りの物件につきましては、かなり以前からの登録などもありまして、状態が悪く、貸し出すのにはちょっと疑問のあるような物件もございまして、それから、ということで、今の現在のところ、貸出しが可能な物件が全てにこの残りの物件であるということは、ちょっと言えないと思います。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） けど、全てが貸せないわけでもないということだろうと思いますので。

ここの情報のことなんです。今回言いたかった、空き家を探している人のための案内が全然ないのではないかと。自分が見つけられていないだけなのかもしれないんですが、今現在このような移住定住勝浦町、この右側に載せているものなんですけど、家さがしっていう項目もあります。で、空き家情報というところに載ってるのが、町営住宅の情報と、勝浦町民間住宅空室情報というところになっております。

たくさん、この探している人って耳にするわけではありませんが、若い世代の方で、最近よく聞くやり方というか考え方といいますか、最近の若い世代の方は町内から仕事に町外に勤められて、いい人と出会い、結婚する前になると、入籍したりしなかったりされる方おるんですけど、取りあえず一緒に暮らされる方が多いんですね。そのときにどこに住むかっていうのをまず悩まれるそうで、大概の方は出ていかれようかと思いますが、中には町内にいいところがあれば住みたいと、選択肢に思っている方が何人か聞いたことがございますが、町内ではないからということで出ていかれる方がほとんどであることを聞きますし、思っています。

最初から町内で住む方、住むつもりのない方は仕方がないんですが、ちょっとでも考えられる方がおるのであれば、そこでこの1つの情報として民間が入っておって、そういうところがたくさんあれば問題ないんですけど、町営住宅ももうほぼずっといっぱいですし、先ほどに申し上げた不動産屋が入ってきて、賃貸住宅を建てるといような話もない中で、唯一、今この空き家、空いている情報というのをここに出していただければ、若い人の選択肢、中には問合せでする方もおいでるかもしれませんが、あんまりこの空き家で探しちょう方であって、口コミではあるんですけど、全くの何もない方が役場に相談に来るような感じには、僕は思えないんですよ。

だから、ないのであれば仕方ありませんけど、これ、次のページが那賀町の空き家の情報です。これ一部です。ものすごくたくさんあります。勝浦町、こんなけないということなんですけど、こういう情報を載せていただいて、空き家を貸し出してますというのを強くアピールしていただけたらなと思いますが、どのように思いますか。

○議長（美馬友子君） 寺尾企画交流課長。

○企画交流課長（寺尾由美君） 空き家の活用方法につきましては、これまで個別に相談に応じているのに限っておりました。今回、ホームページのほうの周知ということも、利用の問合せ先なども表示がなかったということで、内容のほうをもう少し検討しまして、で、物件の掲載につきましては、物件によりましてはちょっと公開を望まない物件などもありますので、再度、全残っている物件等を精査しまして、その辺りも検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） 貸す側の方の意見が一番大事かなと思いますが、それがオーケーであれば、ぜひホームページの中で貸してますよっていうんを大々的にアピールしていただいて、少しでも町内の方、町外から来られる方もおいでると思いますので、そこら辺の情報がいろんな人が見れるような体制づくりをお願いしたいと思ます。

今の答弁ということで、していただけるということでもよろしいですよ。はい、じゃ、結構です。ありがとうございます。

ちょっとこれ、そうしますと、4番の質問、最後の質問に移らせていただきたいと



思います。

今回、防災関係ということで取り上げさせていただきました。

今年の4月の27、28日と、滋賀県大津市の全国市町村国際文化研究所で行われました防災と議員の役割という研修を、9番議員さんと一緒に受講させていただきました。

ここにも書いてますが、研修の狙いといたしまして、平時からの防災の心構えや対応を理解し、議員としての役割を考える。また、受講者間で防災に関する現状や課題を共有し、対策を討議する。災害時、復興期の事例から、議員として何ができるのかを、住民とどのように関わるかを学ぶということでした。1泊2日の研修ではありましたが、大変内容の濃い研修でございました。これが研修所の研修をさせていただいたときの内容でございます。写真でございます。

その中の先ほども言いました事例からということで、体験談として、平成28年、6年前に起きた熊本地震を経験された当時の熊本市の危機管理監、いわゆる防災に関する当時の市役所の中でトップであった井上学講師の体験談、また、去年の熱海の土石流災害を体験された、当時から今現在でもそうでございますが、熱海市市議会議長の越村修講師の体験談を聞かせていただきました。

本町にもいろいろとフィードバックできる、また、少しでもそこから防災に強い町づくりをしてもらえるような事例がたくさんございましたので、今回の質問とさせていただきます。

その中で、まず昨年より高市防災監が来られまして、まずは防災計画の見直しということをおっしゃっていましたが、新しい防災計画はどのようになっておられますか。中瀬防災課長お願いします。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 令和3年5月に災害対策基本法の改正、それから、令和3年12月に徳島県地域防災計画が修正されたのに伴いまして、勝浦町地域防災計画のほう、昨年9月から見直しを行い、6月に防災会議を開催し、令和4年7月に公表させていただいたというところでございます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） たまたまなのか偶然なのか分かりませんが、この通告書を出していただいた日、その日にホームページアップされておりました確認させていただきました。

その中で、今回講師の方、熊本の井上講師も熱海の越村講師も言われておりましたが、ほぼ防災計画は役に立たなかったと言われておりましたが、その中で特にできていなくて困ったと両講師が言われておりましたことが、受援体制ということだったそうです。

人なり、ものなり、人については応援職員、またはボランティアの方。で、ものについては食糧、大量の水やったり物資、どんどん大型トラックで入ってくるのですが、場所の想定、で、降ろすこと、ほんで、市の職員が手作業で、場所も想定してなかったために大変苦労したということでした。

新たな防災計画の中には、受援体制の対応というのは入ってますでしょうか。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 勝浦町地域防災計画共通対策編のほうで、応援、協力等の要請について、また物資等の補給体制について、ボランティアスタッフ等につきまして、それから、応援職員の受入れ体制については、記載をさせていただいてるところではございます。

計画の中では、机上で考察してまとまるものではございませんので、図上演習などで実際にシミュレーションを実施して、どこで誰に何を実施してもらうのか具体化し、執務環境や宿泊施設等の整備について検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） はい。今の答弁でいいますと、最後に新たな計画の中で訓練をとってという話で、今言われたんでよろしいですか。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 今年度、防災監を中心に、職員対象に図上訓練、実際にシミュレーション等を行っていきたいというところでございます。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） ぜひとも凶上訓練よろしくお願ひいたします。また、各地域でのね、防災計画も、の作成も大事であるということでした。

今、個人でマイタイムラインの作成が各地域進んでおると思いますが、各地区地区、地域での防災計画の作成の必要性もあると思いますが、ここら辺は防災計画ではどうなってますか。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 地区防災計画につきましては、行政区なり地区なりで作成をしていただくものと承知をしておりますが、作成につきましては、協力、支援等行っていきたいというふうに考えております。

地区防災計画につきましては、そちらのほうを御提出いただいて、地域防災計画の中に入れていくという形になろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） そしたら、それにつきまして、具体的には何か講習会なりアドバイスなりはされる予定はありますか。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 地区のほうで立てられるというようなお話があったら、御助言なり、助言なり必要な支援を行っていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） またそれもできたら告知をしていただきたいなと。地区で防災計画必要ですよ、また作る時は助けさしていただきますよというのをアピール、区長会でもいいですのでアピールしていただきたいなと思います。よろしくお願ひします。

次の質問に移りますが、これも講習の全体の講師でありました跡見学園女子大学の教授である鍵屋一先生の講義の中でありました重要な地域防災計画、対策の一番は住宅の耐震化で、その中でも家具留めなど室内の安全化をすることであるということでした。

で、本町でも木造住宅耐震化促進事業をやっていただいておりますが、状況

はどのようになっていますか。これ、建設課長お願いします。

○議長（美馬友子君） 海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） 勝浦町の木造住宅の促進事業の状況ということでございます。令和元年、2年、3年と、3年間の集計とさせていただきます。

まず、耐震診断については28件ございます。それから、耐震改修ができておるものが7件でございます。令和4年度、今年度につきましては、今現在5件の診断の申込み、それから、耐震改修については2件の申請がございます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） はい。1、2、3年で28件で7件、で、今年が2件ということで、想像しとったどおりの数ぐらいかなと思いますが、進めていく理由で事例でいいますと、これも講義で聞いたんですけど、関東圏の老朽化住宅190万戸の耐震化をすると約2兆円弱かかるそうですが、その効果というのが67兆円の効果があるということでした。あまり数が大き過ぎてちょっとぴんと来ないのですが、かなりの効果があるというのがもう間違いないことが見えます。事例といたしまして、高知県の黒潮町では地元の大工さんと合同勉強会を開き、町内の住宅耐震化を、どんどんって言うてええのか、ちょっとこの数を見たら微妙なところはありますが進めております。

町でのこころら辺の取組ってというのはどのようになっていますか。建設課長お願いします。

○議長（美馬友子君） 海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） 勝浦町におきましては、耐震改修を促進するためにですけども、まずは町内の登録業者数を増やすといったところで、町の建設業協会に耐震改修の工事ができるよう登録を依頼しておるといったこと。それから、登録業者に対しての研修会というものを、令和2年度、3年度という形で実施をいたしております。それと課題なりというところを、設計者と施工業者というところで、何が課題なのかというところも併せて勉強会を開催しておるといった状況です。

それから、加えて昨年度、令和3年度から、実際の戸別訪問を実施しておるということで、今年度についても、坂本地区を対象に進めておるといった状況でございます。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） かなりのたくさんのことをしていただいておりますということが分かりました。ありがとうございました。

ほたら、その坂本地区、今年はっていうことで、各地区を順次回られるという意味合いでよろしいですか。

○議長（美馬友子君） 海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） 一応地区ごとに回っていくという形で、現在、全戸に対して、当然回っていたときに不在の御家庭も当然おいでになりますので、ポストイングになる場合も当然出てくるというところで、お会いできたところについては、耐震診断をまずは受けるように説明をしておるといった状況でございます。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） 今の答弁からいいますと、1軒1軒回られとるような感じやったんで、またさっきの町長のあれ、答弁ではございませんけど、また地区の区長さんなりを利用して、またそこから波及していくような取組をやっていただけたらなと思います。また引き続きよろしく申し上げます。

最後の質問です。これずっと、議員になったときからずっと聞かしていただいております。常備消防、消防常備化に向けての取組、進捗状況はということで、総務防災課長お願いします。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 県が調整役となり、設置していただいております県東部地域における消防体制のあり方検討会につきましては、令和4年度においては、現在まだ開催されていないような状況ではございます。

県の消防保安課とは、今年度になり、常備化につきまして手段や方法、町の方針や条件などの協議を5回実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） 消防課で5回協議を実施した、5回って言われた。今年度に5回ですか。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） いろいろな状況下で5回協議をする場を持ったというところでございます。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） それの内容っていうのは、どのような内容だったんですか。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 常備化における本町の方針、それから条件などの協議をさせていただいたというようなところでございます。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） こちらの意見を述べたという意味合いでよろしいですか。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 町の方針とか、そういった条件などのお話をさせていただいたというところでございます。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） これ、平成31年3月に出された徳島県消防広域化推進計画の中での動きということなんで、これ政策監にお聞きいたしますが、今年度に入って5回、町の方針を聞いていただいたということで、県としては動きというか、まあ動きですね。どのような感じ、各地域にこのような事情を聞いていただいて、調整をしていただいとるというような感じで、ほうやったらうれしいんですけど、お願いします。

○議長（美馬友子君） 春木政策監。

○政策監（春木達也君） 県におきましては、消防の広域化ということで進めております。本町としましては、この広域化に合わせ、常備化というふうなことで、いろいろと県にはお話をさせていただいております。

今後も引き続き、県とは連携を取りながら、こういった形が取れるのかというところを模索もしながら、ちょっとでも前に進めるような形で話を持っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） 事情を聞いていただいたと、県で。町としてはもちろん、広

域化に乗って常備化というのをやっていただくことをお願いしていくということなんですけど、ほかの他市町村の関係もあると思いますが、感触というか、何ちゅうんかな。平成31年に3月できて、何回か市長の方も集まって会議を開いてきた中も、これ何年なん、4年目になるんですか。よその地区の広域化というのも全然新聞にも載ってこないし、勝浦は東部地区で、広域化とともに常備化ということで県の計画はできとるわけなんですけど、町としての方針というんは、もちろんずっと町長も言っていたように、常備化のためにやっていくということなんですけど、ほかの市町村、特に勝浦の場合、小松島、徳島市、で、佐那河内、上勝、で、そこらの絡みがあってくると思うんですけど、前に勝浦町だけが頑張ってもできるものではないということやったんですけど、そこら辺の他の市町村の動きというのは、県のほうからのそこら辺、何か話というのはあるのでしょうか。

○議長（美馬友子君） 春木政策監。

○政策監（春木達也君） 県においても広域化に向けていろいろ話を進める中で、やはりなかなかうまいこと前へ進んでいないという状況にはあるようでございます。

そんな中、県においても勝浦町として常備化の必要性等訴えている中で、勝浦町を優先して相談に乗っていかかということをお願いしていただいておりますので、今後、何らかの進展があればいいなというふうには考えております。

以上です。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） 町長なり政策監なりが頑張ってくださいとって、県に優遇していただいとるのはよく分かりましたが、これ難しい質問かもしれませんが、常備化に向けてどうやったらうまくいくのか、前に進むのかという、県側の、何ていうんかな、考え方というか、勝浦町としてどうやったら前に進むのかというようなところが何かあれば、難しい質問になりますけどお願いします。

○議長（美馬友子君） 春木政策監。

○政策監（春木達也君） 勝浦町として、役場だけでなく、また議会だけでなく、住民の方も一体となって、この常備化がどうしても必要なんじゃないというような形で、機運を醸成するような形が必要ではないかというふうには、私としては思っております。

以上です。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） またそのようになれるように、僕も頑張っていきたいと思えます。

最後に、六次総合計画の中にもこれ、総合計画の中にもこれ、重点施策でこれは出さしていただいとるんですけど、入っております。いろいろと政策監にいろんな意見聞きましたが、31年3月に出されました徳島県消防広域化推進計画というのが、もう4年たっておりますが、勝浦町にとっては最後のチャンスでなかろうかと考えます。

最後に町長、これからの本町としての取組、意気込みをよろしくお願いします。

○議長（美馬友子君） 野上町長。

○町長（野上武典君） 消防常備化の広域化の計画というのが、少し時期的に延びたというようなところがございます。こういった面もあるんですが、県としても県下全体の広域化というのが、についても非常に難しい。また、未常備の3町村の常備化ということについても、非常に難しいというようなのは聞いておりますし。

ただ、県において担当者が代わるというところで、トーンダウン、あるいは強く進めるといふようなところが変わってくるところがあります。これもありまして、今年度に入って、県に調整役というところで勝浦町の思いというのを聞いていただいて、やはりこういった仲介役というのがなければ非常に難しい事業かなというふうに思っておりますので、県に積極的に動いていただけるように、町としても関わっていきたいというふうに思っております。そういった意味で、今回、協議を多く、機会を捉えてやっていくというところで、担当課において、やはり今進めているというような状況でございます。

答えに、答弁にはならなかったかもしれませんが、今一生懸命やっているというところで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） 一生懸命やっていただいているということで、先ほど政策監の答弁にもございましたが、住民の方も巻き込んで機運を高めるということで、町のこの推進、推進チームというか組織もできておると思えますので、またそちらのほうも、



会をできたら早急に開いていただきまして、常備化に向けての勝浦町一丸となってやるんだというところの機能を高めていっていただきたいなと思います。

以上で私の、1番議員花房の質問終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（美馬友子君） 以上で1番花房勝一議員の一般質問は終了いたしました。

議事の都合により休憩といたします。

14時50分から再開いたします。

午後2時29分 休憩

午後2時49分 再開

○議長（美馬友子君） それでは休憩前に引き続いて会議を開きます。

10番井出美智子議員の一般質問を許可いたします。

井出議員。

○10番（井出美智子君） 議長の許可をいただきましたので、若あゆ会議の一般質問を始めさせていただきます。

熱海の土石流から1年、最近、熱海の報道が頻繁に行われております。住民の方から、そのたびに平石山は大丈夫か、と質問をされます。熱海の土石流は、いまだその責任の所在は不明のままです。振り返ってみますと、去年の7月3日、熱海市伊豆山地区で大規模の土石流が発生して、災害関連者を含めて27人が死亡して、1人がいまだ行方不明となっております。1年後の今、思い返すと、絶対あのような災害が起こってはならないと痛切に感じております。そこで、平石山はどうか、平石山鉦山の安全をとということで見たいと思います。

これは役場の現地視察を行った4月7日の写真です。これは2021年12月3日の崩落部分の写真です。それから、次も無数の亀裂が入っております。次々崩落するのが想像できます。元今山区長の土木の専門家によりますと、この縦の亀裂が危険だということ。

それから、崩落した、落下した土砂や岩が落ちております。写真では分かりにくいですが、上から見るとこういう感じです。岩も大きい岩がありますが、下に大きい人も写っております。山頂に座る3メートル角から10メートル角の大岩があります。もし5メートル角の岩なら300トンの重量があると言われております。鉦山残壁の裏

側にこのような大岩があります。

それから矢印のところが今の大岩を鉦山側から見た写真です。大岩の下の残壁は亀裂がいっぱいで、次々に剝離崩落を起こしております。拡大してみます。こんな感じですか。こういう危険なところにさっきの大きい岩があるわけです。

これは想像の図なんですけれども、盛土と排水路、手に入る資料で、その数値を簡単にイメージ図でこういう感じで盛土がされるとというイメージ図です。そこに大岩が100メートル落下すれば、すさまじい破壊力になると想像されます。そのため、盛土も排水路も破壊される危険性があると思います。黒い線が開水路と言って水路の線です。点線は暗渠が入っているところです。

建設残土の搬入状況ですが、2022年3月23日の写真です。これは上部から岩が崩落するような現場で、盛土とか排水路の設置工事等が本当に認められるのかと素人が考えると疑問に思うところがございます。

こう見てきますと、岩壁の真下に排水路の計画があるわけです。岩が落ちてきそうな下にも水路を造る設計になっています。

それとこの間の四国経産局の対応を振り返ってみます。町役場から崩落の情報を受けて、2021年12月6日に四国経産局は現地調査を行いました。しかし、住民の目撃証言等を確認することもなく、崩落は確認できなかった、大規模な崩落の兆候は認められないということございました。それから前田鉦業に関してですが、一貫して崩落の事実をその時点では否定しておりました。誰が落ちたと言い触らしとんかとか、崩落はしてない、ピラを取り消せと連絡会代表へ電話をしております。

そこでお尋ねします。町は崩落の事実は認めるのでしょうか。

○議長（美馬友子君） 海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） お答えいたします。町といたしましては、これまでも住民の情報を国や事業者にお伝えをしております。現在、係争中っていうこともありますので、答弁についてはこれ以上のことは控えさせていただきます。

○議長（美馬友子君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） 確かに係争中です。以前に続いて、山村代表を裁判で提訴しております。これは、住民運動を正面から攻撃していることにほかならないと思います。役場の答弁としましては、崩落の事実を認めるのか認めないかは答弁できない

ということでしたが、町民の声はしっかり四国経産局と前田鉱業に伝えてくださったということですね。その事実を、両者に伝えたということを再確認させてください。

○議長（美馬友子君） 海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） はい、住民の土煙や崩落を見たといった情報については、国または事業者、国と事業者伝えてきたというところでございます。

○議長（美馬友子君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） では、もう一度、熱海市の土砂災害から1年で平石山の安全はどうかということに返ってみます。熱海の土石流は、雨で崩落の97%が盛土と推定されて、総量が7万立方メートルであったと言われております。それからこれは今年の7月12日のネットの写真ですが、埼玉県内で記録的大雨で河川の氾濫や土砂災害が相次ぐということで、川の岸が崩落しております。それから、これは平成29年7月の九州北部豪雨の大分県の惨状です。これは国土交通省の写真です。

平石山鉱山の残壁は大丈夫かという町民の声が幾つも寄せられます。熱海では5万4,000立方メートルが雨で崩落して、土石流は5万5,500立方メートルと言われております。97%を占めていたわけです。平石山の盛土は、26万立方メートルが予定されております。住民が不安に思っているのは、そんな残壁に不安があるところに土砂を積むことが本当に心配だということです。それから平石山近隣の町民から、小規模な崩落が起きていると訴えがございましたが、町はそのことを把握しているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（美馬友子君） 海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） はい、昨年12月、地震発生後、これまで住民からは3件の情報提供がございました。12月6日、石原地区住民、鉱山中央部での土煙に見えた。それから1月4日、石原地区住民、鉱山上部でザアッという音とともに崩れた、土煙もあった。それから4月7日、これは頂部を視察時ということになりますけれども、沼江地区住民から小規模な崩壊を見たといったような状況については把握、認識をしておるところでございます。

○議長（美馬友子君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） もっと小規模な崩落については度々起こっていると、本当

に一番近いところの住民から時々聞こえてきます。静岡県の盛土崩落についてですが、盛土内にたまった降雨や地下水などが吹き出し、盛土の下部から崩壊、支えを失った盛土の上部が崩落した連鎖崩壊の可能性があると分析されております。それから、長雨蓄積型で、盛土の中に浸透した雨の量も多かったと見られているわけです。

それで平石山鉦山の盛土の問題から、町民の安全をいかに守っていくのかということで、残壁の監視体制はどうなっているのかということをお尋ねします。

○議長（美馬友子君） 海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） お答えいたします。鉦山の監督は、鉦山保安法に基づきまして国が実施するということになっており、鉦山保安上の危険な情報であれば、国や事業者につなぐことが町の役割であるというふうに考えております。

○議長（美馬友子君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） もう一度、町の役割というのをもう一度詳しくおっしゃってください。

○議長（美馬友子君） 海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） 町としては、住民からの情報を基に危険な情報であれば国や事業者につなぐということが役割というふうな認識でございます。

○議長（美馬友子君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） それからカメラの設置はできないのかとの声がありますが、町としてはカメラの設置はできないのでしょうか。

○議長（美馬友子君） 海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） はい、これにつきましても、国がしっかりと監督すべきことであるという認識でございます。町としては考えておりません。

○議長（美馬友子君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） この間の国や県の対応は、どうなっているのか教えてください。

○議長（美馬友子君） 春木政策監。

○政策監（春木達也君） 国につきましては、カメラの対応については確認はできておりません。国が判断することというふうに思っております。県におきましても、県におきましては、目視による監視はずっと続けておるといふふうには聞いております。

以上です。

○議長（美馬友子君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） 町民が一番望んでいることは、国や県に平石山鉦山への盛土規制法の適応を求めてほしいということです。今年、盛土規制法ができましたけれども、平石山鉦山にそれは適用されるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（美馬友子君） 野上町長。

○町長（野上武典君） 区域指定につきましては、崩落した盛土が、直接人家へ影響があるというような客観的、具体的な証拠が必要であるとの認識をいたしております。現状、県からも具体的な説明もなく、今のところ判断はできないというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） もう一度、熱海の災害に戻りますが、土石流による建物の被害は住宅など136棟に上って、今年5月末の時点で132世帯、235人が地元を離れた暮らしを余儀なくされております。多くが公営住宅や賃貸住宅を活用したみなし仮設に入居しております。

それと起点にあった盛土の造成現場には、大量の土砂が残されていて、今後の大雨などで再び崩れるおそれがあるため、土砂が流れ下った川の周辺は今も警戒区域に指定されて、原則として立入りが禁止されているそうです。

それと、これは7月19日のテレビ静岡の記事ですが、熱海土石流、残った土砂は前所有者は除去をする責任を負わないと静岡県に弁明書を出しております。土石流の被害を拡大させた盛土は不安定な土砂が2万1,000立方メートル残っていると推定されて、熱海市が前の土地所有者に除去を求める命令書を出しましたが、実施計画書は提出されませんでした。条例改正で指導する権限が市から県へと移って、19日に前の土地所有者の弁護士が県庁を訪れて、命令に対する弁明書を提出しましたということです。

しかし、今のところ、一番最初に申しましたが、誰も責任を取らない状況が続いているわけです。一旦土砂が搬入され出すと積まれた土砂はもう取りのけることができなくなって危険な状況になるわけです。規制法が適用されるのかの不明な状況で、今

後の町の方針はどうなっているのか、町長にお尋ねしたいと思います。

○議長（美馬友子君） 野上町長。

○町長（野上武典君） 盛土規制法については、人家等から離れた場所であっても、土地の傾斜や溪流の位置など、地形の状況から盛土の崩落により人家等への被害を及ぼし得るエリアを指定するという事となっていると伺っております。居住者の生命、または身体に危害を生ずることが特に大きいと認められる区域とは、盛土が崩落した場合に谷筋を流下し下方の人家等に到達して危害を及ぼす可能性が大きいなど、地形等の状況から客観的に見て、人命に影響及ぼし得るような災害を発生させる、具体的蓋然性が高い地域を指定することと聞いておりまして、県の基礎調査の結果を踏まえて、法令等に基づき地域指定されるべきものであるというふうに考えております。

ちょっと難しいんですが、これまでも答弁したとおり、県は土の環境基準を管理し、国は盛土の施工管理を担うと、締固め状況に加えて上部、残壁の状況の確認についてもしっかりと国に管理監督を求めておりますし、今後も求めていくといったことが、町ができ得る業務と考えております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） 国頼み、県頼みの状況で、果たして新しい盛土規制法が平石山鉦山に適用されるかどうか不明ということでは、町民の安心安全は担保できません。そこで今日の朝見つけたネットの記事ですが、4月13日に衆議院国土交通委員会に共産党、立憲民主党、れいわ、有志の会というのは仁木博文さんが所属している有志の会です。そこが共同提出した盛土規制法の修正案がございました。

1つは、盛土等工事の許可基準に環境影響評価の実施を加える、2、許可の際、審議会等の意見聴取を義務づける、3、規制区域の空白地域が生じないよう原則届出制とし、大規模のものは許可制とする、4、政府案は建設残土の適正な処理の仕組みがないため、工事の発注者が最終処分まで責任を持ち適正処理を求めるなど、4点を修正して提出したそうです。

この一部でも修正案が実るよう働きかけをということでしたが、残念ながら今の時点では修正案は通っておりません。しかし、勝浦町民としては、ぜひともこの修正案

が実るように、町長を筆頭に国や県に、国に働きかけていく必要があると思いますが、町長はいかがでしょうか。

○議長（美馬友子君） 野上町長。

○町長（野上武典君） このような、いわゆる、今、井出議員がお示ししていただきました、こういったことについては非常に重要なこととは認識いたしております。ただ、修正案につきまして、私が機会を捉えてこういった意見を述べる、議員等に働きかけるということは、できる機会がありましたらやっていきたいとは思っています。ただ、非常に難しいんじゃないだろうかというような思いもございます。

また、やはり一度、まあ通っているっていうか、認識されている盛土規制法でございますので、それを覆していくことというのは、今んところ難しいんじゃないだろうかというような私の認識でもございます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） 2日前の夜中に、4時台ですか、FNSの静岡のこの熱海の災害の被害者団体の活動とか、そういうのを夜中にやっておりました。本当に住民の生活が破壊されていて、町や、ちょう、市や県や国に対して様々な働きかけを行っているにもかかわらず冒頭に述べたように誰も責任を取らない事態が続いているってことでした。

その中で非常に心に残った言葉がございます。決して勝浦町は、町長をはじめ平石山問題に精いっぱい取り組んでおられることは私も分かっておりますので、勝浦町のことを申し上げているのではございませんが、どうしてこんな事態になったかということは、無能な行政とおとなしい住民、それ、そのせいでこういうふうな事態になったと住民団体の人が述べておられたことが心に残りました。やはり行政も住民もしっかりと声を上げていくことが必要だ、住民運動は大事な運動だということを感じた番組でございました。

決して熱海のような災害が起きないように、しっかりと皆さんと力合わせて引き続き頑張っていくことを述べて次の質問に入ります。

それから特別障害者手当についてですが、1年前の若あゆ会議でも特別障害者手当について質問しました。もう一度おさらいをしますが、精神または体に重い障害があ

り、日常生活において常時特別の介護を必要とする人に対して支給される手当，支給要件は20歳以上，日常生活が特別な介護が必要な状態にある，特に障害者認定は必要ないんです。障害者手帳の保有は条件ではありません。

そこでお尋ねします。この特別障害者手当の受給者は何名でしょうか。

○議長（美馬友子君） 長友福祉課長。

○福祉課長（長友清美君） 特別障害者手当受給者，現在7名おいでます。

以上です。

○議長（美馬友子君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） この中で障害者手帳を持っていない方は何人でしょうか。

○議長（美馬友子君） 長友福祉課長。

○福祉課長（長友清美君） 手帳をお持ちでない方が1名おいでます。

○議長（美馬友子君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） それで，まだ条件がありまして，在宅で生活しているということが必要です。3か月未満もショートステイとか入院は問題ないということですから，それからグループホームとか有料老人ホームは，在宅の扱いとなるそうです。それから，所得制限の要件は別表にありますが，ここには記載されておりません。それから，生活保護を利用中の方にも支給されます。もう一つは，障害年金と併用もできます。支給額は毎月2万7,300円となっております。去年の時点では2万7,350円でした。1年で1か月に50円減額されております。

課長にお尋ねします。要介護4は何人，町内においでますか。

○議長（美馬友子君） 長友福祉課長。

○福祉課長（長友清美君） 要介護4が69名おいでます。

○議長（美馬友子君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） では，要介護5は何人でしょうか。

○議長（美馬友子君） 長友福祉課長。

○福祉課長（長友清美君） 要介護5が67名でございます。

○議長（美馬友子君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） その要介護4のうち，それぞれ施設入所者数を教えてください。



○議長（美馬友子君） 長友福祉課長。

○福祉課長（長友清美君） 要介護4が39名、要介護5が49名でございます。

○議長（美馬友子君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） ということは、それぞれ対象になる可能性の方がおいでると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（美馬友子君） 長友福祉課長。

○福祉課長（長友清美君） 長期の入院を除く19名が可能性があると思われませんが、介護認定の基準と特別障害者手当の基準が同じではないために、もう少し人数は少なくなると思われます。

○議長（美馬友子君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） この制度は国の制度ですが、判断するのは自治体です。障害者手帳の取得者にはこのことは紹介されていますが、介護保険制度利用者には知られておりません。高齢になって寝たきりになった場合、障害者手帳がなくても申請できるわけです。

チェックリストがありまして、自力で立つこと、座っていることができない方で、下の点数が10点以上であれば対象になるということです。これは正確には医師の診断書で判断されるわけですが、タオルを絞る、水が切れる程度まで、座る、正座、横座り、あぐら、脚投げ出し等の姿勢を持続することが座るということだそうです。立ち上がる、片足で立つ、階段を上り下りする、とじひもを結ぶ、かぶりシャツを着て脱ぐ、ワイシャツのボタンを留める、これがみんな点数化されて10点以上であれば対象になるわけです。

もう一つ、障害が2つ以上重複していることが条件であると間違った理解をしている自治体がありますが、それは条件ではありませんと、厚生労働省に確認済みのことですが、先ほども述べましたけれども、高齢者福祉分野では認知度が低くてほとんど知られておりません。担当の医師が認識されていない可能性もあります。

国の制度であり、上記の要件を満たせば支給される手当であることを説明して診断書の記載を依頼してください。ぜひ、在宅の介護者の助けになるように、勝浦町もこの制度を活用できるようにしてもらいたいと思います。

勝浦町のホームページを、この質問をつくるに当たって見ました。特別障害者手当

について、20歳以上の方で、著しい重度の障害のため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の方が支給される手当ですと。金額もあります。

それから対象の方で、別表1の障害が2つ以上ある方、2が別表1の障害が1つあり、かつ別表2の障害が2つ以上ある方とあります。これを読むと障害が2つなかったら、なかなか対象にならないという印象を受けてしまいます。

で、もう一度詳しく調べてみました。特別障害者手当の政令で定める程度の基準についてですが、1、2は、確かに別表1の2項目以上に該当するもの、別表1のいずれか1つに該当し、かつ、別表2で2つ以上該当するものという表記がございますが、赤で書いた3番のところです。別表1の3から5までのいずれか1つに該当し、かつ日常生活動作評価表各動作及び行動に該当する点を加算したものが10点以上のもの、これは特に高齢者福祉の点で要介護4とか5に当てはまる方が、これが活用できると思います。

別表1に入りますが、この赤の3と4と5、これに該当して、このいずれかに該当してチェックリストが10点以上であれば障害者特別手当が支給対象になるということです。両上肢の機能に著しい障害が有する者、両下肢の機能に著しい障害を有する者または両下肢を足関節以上で欠くに者、5番目が、体幹の機能の障害により座ることができない程度または立ち上がることができない程度の者、この3、4、5に当てはまって、チェックリストが10点以上であれば毎月2万7,300円の特別障害者手当を支給できるということになるわけです。医師の診断書については、医師が特別な資格は必要ないということです。

お尋ねします。特別障害者手当の周知は、いつ、どのようにしたのでしょうか。

○議長（美馬友子君） 長友福祉課長。

○福祉課長（長友清美君） 昨年7月の若あゆ会議で、制度の周知ができていないとの御指摘を受け、昨年7月中には、ホームページでの周知を行っております。令和4年4月1日に金額の改正があり、更新もしております。

○議長（美馬友子君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） その後、特別障害者手当は去年の7月以降、申請はあったのでしょうか。

○議長（美馬友子君） 長友福祉課長。

○福祉課長（長友清美君） 令和3年度は、2件の申請がございました。令和4年度は、現在までに1件申請があり、まだ判定待ちでございます。

○議長（美馬友子君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） 私が、どうしてもう一度この質問をしようと思ったのかと言えば、身体障害者2級の手帳を持っていて、在宅の人がこの特別障害者手当のことを全く知らなかったわけです。ホームページにアップされていても、そういったことが十分理解されていないということで、これはもっと町民の間に周知徹底をしなければならぬということを強く感じたわけです。そこで対象者の人数は、把握できているのでしょうか。

○議長（美馬友子君） 長友福祉課長。

○福祉課長（長友清美君） 先ほども、要介護4、5ということで、人数を調べてみましたが、介護の認定と障害手当の認定の基準が違いますので、申請をいただいてからの判定となるため、対象者については把握できておりません。

○議長（美馬友子君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） これは介護認定というか、介護のほうの担当者の方に詳しく制度を知らせて適用できる人をしっかり洗い出していただく作業が必要かと思いますので、強くお願いしておきたいと思います。もっとしっかり対象者をつかんでほしいと思います。

それからホームページには、障害が2つ以上との表記がありますが、訂正が必要ではないでしょうか。

○議長（美馬友子君） 長友福祉課長。

○福祉課長（長友清美君） 御指摘をいただき、ホームページを確認しましたところ、別表1の障害が2つ以上と記載しておりましたが、勝浦町のホームページ上での別表1とは、政令で定める障害の状態の別表2を意味したものであります。また、対象になる方の条件の記載が複雑でありましたので、表記方法を見直し、改めて掲載をいたしたいと思います。

○議長（美馬友子君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） ありがとうございます。ぜひ、活用できるようなホームページを期待しております。在宅介護者の負担軽減のためにも、制度の正しい理解と周

知の徹底を求めたいと思います。

それから、要介護者だけでなく、身体障害者にもこの制度が十分認知されていないという事実がありますので、しっかりと正しい理解と周知の徹底を求めていきたいと思います。今後、どのようにされるのかお考えはありますか。

○議長（美馬友子君） 長友福祉課長。

○福祉課長（長友清美君） 障害をお持ちの方に対しては、特別障害者手当を初め、障害者に対して記載のパンフレットを窓口で手渡しております。また、介護を必要とする方に対しては、町内事業所のケアマネジャーからも制度があることを伝えていただいております。今後も制度については、分かりやすい表記で皆様に周知できるよう心がけてまいります。

○議長（美馬友子君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） 障害者年金とも併用できて、特に在宅で介護されている方の苦勞に少しでもプラスになるように、ぜひ周知徹底をよろしく願いいたします。

次、いろいろよその町村のホームページを見てみました。受給条件が、1、20歳以上である、2、在宅である、本人、配偶者、扶養義務者について所得制限あり、4、常時介護が必要な重度の身体障害者であると。特別障害者手当は、無年金でも受給できますというところがポイントです。障害者年金は無年金の人は、受け取ることができません。そういう人にとってもプラスになると思います。それから、1つの障害でも、その程度が重ければ対象になりますという表記がある自治体もございました。

それから特別障害者手当を受給するには在宅が条件ですが、有料老人ホームやグループホーム、そのほかにもサービス付き高齢者向き住宅にいる人は対象になるということです。また、ショートステイも在宅扱いとなるため対象になりますと詳しく書いてある自治体もありました。

それから対象にならない人の説明もあります。反対に介護保険制度の施設、特養など障害者支援施設に入所している人は対象外になるということです。

それから病院に継続して3か月を超えて入院すれば、受給していても資格喪失となってしまいます。ということは3か月未満の入院であれば受給できるということです。

それからもう一つ、特別障害者手当を受け取るには町への申請が必要でと。障害

者手帳がなくても申請できます。かかりつけ医などに認定診断書を書いてもらい、5つの認定基準のうち、どれに当てはまるのかが分かるようにしたらどうかということをお話しておきたいと思っております。

くれぐれも町民の方が理解しやすいように、対象の方が特別障害者手当を受給できるようにいろいろ調べてみて、こういう表記はどうかということで参考にアップしてみました。どうぞよろしく願いいたします。

特別障害者手当は終わりで、カミキリムシの買上げ方について質問いたします。これは住民の方から、ぜひカミキリムシの買上げ方をもうちょっと工夫してほしいという訴えがありましたので取り上げてみました。

2021年の発生時期、去年は平年より早く園地によっては5月中旬頃には見かけることもあったということでしたが、今年もよく似た傾向だと思っております。いろんな害虫が、異常気象で何か発生時期も早くなったりして、生産者にとっては頭の痛い限りです。それからカミキリムシだけでなく、昨日、山の消毒をしておりましたところ、カメムシも大発生しておまして、この時期にカメムシが大発生するっていうのは今までなかったことなので、もう頭が痛い限りです。

皆さんも、私よりもよく御存じだと思いますが、いろいろ調べてみました。多くの種類がおって、年1回または2年に1回の発生ということなんです。成虫は幹などに傷をつけて産卵し、ふ化した幼虫は一、二年間にわたって木の中を食い荒らして成長します。甲虫類で樹木類の木質部を加害する種類は、カミキリムシ以外にキクイムシもいますが、被害状況も似て、虫のふんも、おがくず状態です。私が勝浦へ嫁に来て、最初に草刈りが役に立たないと判断されて、仕事をしろと言われたのは、針金を渡されてミカンの木を調べて、おがくずがあったら穴を見つけて、カミキリムシの幼虫をこれで殺せということをして四十何年前に言われて、一生懸命やった覚えがあります。

それは夫に言わせると、私の性格に合っているとされました。ひたすらこうカミキリムシをこう追い求めて針金でやっつけるんです。やっつけたら針金の先が、こう虫が潰れた汁がついてぬれるんです。これをやっつけなければミカンの木が枯れるからしっかりやれと言われて、一日中、このカミキリムシをやっつける仕事を、山中こう回った覚えがあります。最近はそういうことは、もう農薬でやるから針金を渡されることはなくなりましたが、剪定の時期は、やっぱり針金を持って見つけて簡単にやっ

つけれるのであれば幼虫のときにやっつけろということです。

で、私はやったことないんですが、ネットで調べてみますと早朝に捕まえやすいわけです。木を揺さぶると落下して捕まえやすいと。気温が低い早朝に、ゴマダラカミキリムシがいるということです。気温が高まる午後に揺さぶると飛ぶので、早朝に園地を見回りながら捕殺してくださいという記事がありました。でも昼間でもカミキリムシを見つけて、こう木を揺すると必ず下にぽたっと落ちるんです。れを見つけて、結婚して5年ぐらいは頭をちぎることが怖くてできませんでしたが、最近はまだ簡単にぶちぶちちぎっております。

住民の方にお問い合わせしたのは、木から虫になって出てくるときに、産卵前の買上げを高くしたらどうかと。成虫になって卵を産んでもたら数がいっぱい増えるので、できるだけ早い時期に買上げをしてほしいということでしたが、現在の買上げ方はどうなっているのか教えてください。

○議長（美馬友子君） 上村農業振興課長。

○農業振興課長（上村和也君） カミキリムシの買上げ方ですが、現在、6月16日、7月21日、8月18日の午後に、勝浦町農村環境改善センターにおいて町内の園地で確保したゴマダラカミキリムシを1匹50円で買取りをしております。産卵前の買上げ量をできるだけ多くするためにということで、1回目の買上げを上げたら、価格を上げたらどうかということですが、カミキリムシの産卵の最盛期は6月から7月になりますので、この時期に捕獲量を増やすことは駆除に効果があると考えられます。早い時期に買上げ価格を高くすることについては、値上げの予定はないですが、時期を早めたことで実績を検証していきたいと考えております。

○議長（美馬友子君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） 去年までの買上げ時期について教えてください。

○議長（美馬友子君） 上村農業振興課長。

○農業振興課長（上村和也君） 去年の買上げ時期については、7月と8月に買上げを行っておりました。

○議長（美馬友子君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） ということは、生産者の声を聞いて6月に買上げをするようにしたということですね。そこで6月に一生懸命集めてほしいために、50円でなく

て少し値上げしたらどうかという住民の声がありましたが、そのことについては検討はしないわけですか。

○議長（美馬友子君） 上村農業振興課長。

○農業振興課長（上村和也君） 現在のところ、値上げについては考えておりません。

○議長（美馬友子君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） ぜひ、検討をお願いいたします。それで、お願いして今回の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（美馬友子君） 以上で、10番井出議員の一般質問は終了いたしました。

議事の都合により、休憩といたします。16時から再開いたします。

午後3時49分 休憩

午後3時58分 再開

○議長（美馬友子君） それでは、休憩前に引き続いて会議を開きます。

6番、麻植秀樹議員の一般質問を許可いたします。麻植議員。

○6番（麻植秀樹君） ただいま議長の許可をいただきましたので、6番議員、7月会議の一般質問を始めたいと思います。

第1件目です。県道徳島上那賀線、馬越樋門についてでございます。最近、温暖化が物すごく進行しまして、近年、異常気象が多発している状況でございます。そういうことで、今回、馬越樋門ということで少し質問をさせていただきます。

馬越樋門と申しまして、県道徳島上那賀線の間中に、全国でも恐らく珍しいと思います。水害が、洪水が発生した際に、県道を封鎖する樋門でございます。この樋門でございますが、何年前にも何度か樋門を閉じて、水害に備えた記憶があるわけでございますが、できれば樋門を閉めなくても安全であることが最高ということ、最適ではあるんですけども、今年もひよっとしたら異常気象ということで、大雨が降りまして、最悪、閉めなければならない場合があるかも分からないということで、少しだけ質問をさせていただきます。

ということで、この樋門は、恐らく県の構造物になると思っています。恐らくそうであると思うんですけども、この構造物に関して、点検作業、開閉等の点検作業は行

っておりますか、総務防災課長。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 点検作業についての御質問であろうかと思えます。町による定期的な点検につきましては、ここ最近、実施できていないというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 麻植議員。

○6番（麻植秀樹君） やってる、やってない。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 実施できてないというところです。

○6番（麻植秀樹君） やってない。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） はい。

○6番（麻植秀樹君） 実質やっていないということは、実質、今まで、ということとは全然、点検は2番目に、何年度ぐらいにしてくれとったかなということで、2つ目に、何年ぐらい、何年度にやってくれたんかなちゅうことで質問する予定だったんですけど、もう全くやってないということよろしいですか。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） ここ最近につきましては、行った記録が確認できてないというところです。

○議長（美馬友子君） 麻植議員。

○6番（麻植秀樹君） 困りましたね。県の構造物で防災関連、そういうなんの、弱りましたね。年に1回は、開閉、それから密閉の点検が必要でないと思えるんですけども、県、これかて県の構造物ですね。これ県に対して、そういうやってくれちゅう依頼はできないんですか。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 点検につきましては、議員おっしゃるとおり必要であるというふうに考えますので、県や関係機関と協議をして点検を実施していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 麻植議員。



○6番（麻植秀樹君）　ちゅうこと、これ、この樋門は中角地区が一応開閉、開閉やなしに、何かの場合は、閉じるときは一応、恐らく県から町、町から区ということで下ろしてきとんだとは思うんですけども、これ早急に年1度の点検、開閉、密閉点検ちゅうんを行うようには県に対しては申入れはできないものですか。

これ、町長どうですか。

○議長（美馬友子君）　野上町長。

○町長（野上武典君）　実は、6月に県に要望に行った際には、少しそのことについて触れたことがあります。ただ、管理等については勝浦町のほうでやるということになっておりますので、その点検等についても、県とは協議しますが、最終的に町が実施するというようなことになる可能性もあります。ただ、閉めてしまうと県道等の通行止めというような事態もありますので、どこまでやるのか、どういったように、どの時間帯でやるのかというようなことは、今後、十分に検討しなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君）　麻植議員。

○6番（麻植秀樹君）　これが、もうこのお話をちょっと言いたいなと思います。なぜかといいますと、県道でしょう。県道であり県の公物であり、県の所有物である。その運用しよんが町であり地元であると。これ点検するにはやっぱり町単独ではできんと思うんですよ、県にやってもらわないと。県道は、県道止めるとなったら、今度、警察関係になるでしょう、交通安全協会になる、交通安全。

だからなかなか、今町長言うてました、これから検討してくって言うても、恐らく町単独ではこれはできないと思いますわ。県道を一時的にも封鎖するとなれば、勝浦町単独でやるって、そら恐らく99%できないと思いますわ。

この後、この間、マイ・タイムラインがあって、ここの3階で、3階やったんかな。話にもあって、こういう話も出たんですね。閉めるのは地元、町から委託されて地元が閉めると。閉める委託を受けとるけど、あの樋門がスムーズに動かなんだらどこが責任取るんやちゅう話、その日は、そこまで話はしませんでしたけども。

点検はできとらんわ、そら洪水が起きたわ、閉めてくださいよ、閉まりません、ぎっちり密閉できません、このマイ・タイムラインの話にもありましたけども、これで

は全然、全く内水面の住民の生命財産、守れませんわね。

これ政策監には通告を出してませんが、県からお越しいただいている政策監としては、どのように考えますか。どのようにしたら一番ベストと思いますか。

○議長（美馬友子君） 春木政策監。

○政策監（春木達也君） 議員おっしゃるとおり、町単独で点検というわけにはいかないというふうには私も思います。当然、県道ですので、止めるとなれば警察、協議も必要ですし、県道ですので県の許可も要るのかなというふうに思いますので、その辺の協議を進めることはすぐにでもできるとは思いますので、点検実施の時期は、ちょっと先になるかも分かりませんが、協議を進めていくことは可能だと思いますので、そこはすぐにでも取りかかっていたいというふうには思います。

○議長（美馬友子君） 麻植議員。

○6番（麻植秀樹君） とにかく急いでいただきたいんです。天災は忘れた頃にやってくる、これ忘れてなくても、いろんなマニュアル、ということは開閉時のマニュアルはできとんですかとか、地元と協議できてますかちゅうて、質問事項を書いとんやけんど、できとらんならできとらんって言うてくれとったら、それなりのまたあれもあつたんやけんど、全くおかしな話で。

ということは、次の開閉時の、開閉時ちゅうか、地元としては閉めるときですけども、閉門時の作業マニュアルちゅうんは、課長、できてますか。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 簡易なフロー図等は作成しておりますが、それを基に実施することとしておるといところでございます。具体的な詳しいマニュアルまでは、作成はできていないといところでございます。

○議長（美馬友子君） 麻植議員。

○6番（麻植秀樹君） 困りましたね。点検はできていない、今まで全くやったことがない、閉門時に作業に関わるマニュアルはできてないということは、もちろん地元とは何も、地元の三役にも話ができてないということやけんね。

これ、いつまでに、あしたにでも、していただきたいんですけどもね。検討しますとか、県と折衝しますとか、そういうたればのではなしに、これ、もうあしたにでもしていただきたい、あしたにでも。できれば今日、時間は今ないと思いますけど

も、今日でもあしたでもいいから、何か、例えば、責任の所在ちゅうんはどこになるんかちゅうんから始まって、マニュアルから始まって。

この水害も、水も、いつ、何どき、閉めに行かんかも分からん。行政のいつものごとく、検討しますでは、これは済む問題では。ここまで僕は強う言いたくはなかったんですけども、質問に対して、全くできていません、やってません、作ってませんでは、地元も困ります。閉門を、委託を受けとうところも困ります。樋門が、仮にうまく閉まればいいですけども、トラブルが発生した場合は人命に関わります。そのところまでは、あんまし、行政側は簡単に考えとったんですか。閉まらんときは閉まらんときだとか、水がどこそこまで来たら閉めると、そんなイロハのイチゅうんは全然、行政として町民から税金を頂いて仕事しよう人は、ほんなん、そんな考えとらんなんですか。

この作業点検とマニュアルとは、いつまでに話ができますか。誰でも結構です。明確に答弁お願いします。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 現在、簡単なフロー図は作成しております。それから中角区との間においては覚書等を定めており、そちらのほうで、区のほうにお願いしているというところがございます。自主防災組織、区長さん、消防団につきましては人も替わっておりますので、再度確認し情報共有を図っていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 麻植議員。

○6番（麻植秀樹君） それじゃ作業点検、これについてはいつまでに、町長、よろしいですか。

○議長（美馬友子君） 小休します。

午後4時16分 休憩

午後4時16分 再開

○議長（美馬友子君） 再開します。

野上町長。

○町長（野上武典君） 先ほども県とのいろんな要望のときにも、ちょっと話題にも

上らせていただきましたし、今、担当課のほうから県の東部県土整備局河川のほうには、話を持ちかけて協議をしかけているところでございます。ほかにも内部で協議等をしておりますし、一番初めに申しましたように、道路の通行止め等のことがありますので、まだそちらのほうは全くこなせてないというところでございますので、できれば、整えば、今年中に点検をするというようなスケジュールで今進めようとしているところでございます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 麻植議員。

○6番（麻植秀樹君） 町長、今年中やなしに、ひよっとしたら来月使うかも分かんのですよ。再来月になるかも分からへんし。今年中っていうやなくて、何もなければいいんですけどね。何かあったとき、責任問題なったときには、大変なことになると思います。

なぜ言うかと、毎年あれを、樋門を何かの形で閉めようんやったらいいんですよ。何かの形で閉めよれば、訓練でもいいし、本当に水が増えてきて水害が発生しかけたと思て閉めるとかいうて、それで毎年、何かの形でやんのんだったら、別にここまでは言わんのですよ。何もなければ安全なんだ、安全なけども、主に樋門ちゅうんは安全に動くようにしとかないかん。だから、もう今日かあしたにはいうて話して。

簡単だと思いますよ、道路を半日を止めるんじゃあるまいし。言えば駐在さんにちょっと止めてもろて、それで開閉のあれでする、時間にしたら30分かそこらで終わると思うんですよ。これ県に許可は、もらわんといかんかも分かんけんど。

実際、開閉してキャッチのあれだけをするんやけん、30分、15分か、もう20分、マックス30分あったらいけると思う。これをほんなに大きいことにしていうて、今年中になりますってったって、ほなこれ、この秋台風が来て何かあったときは、うまいこと閉まって100点やけんね。やっぱこんな小さいことからやっぱやっというてもらわんなら。たちまち秋が来て、使うかもしれんのやから。これを今年中、今年の暮れにはやりますって言ったって、違うんですよ。もうちょっと危機意識持つとってもらわんなら、これはおかしい。

もし町単独でするんであれば、県に承諾もろて、お巡りさんにちょっと止めてもろってやっというて、僕はできると思うんですよ、やろうと思えば。これ、今日でもあし

たにでもって言って、先ほど言うたんですよ。何度も検討しますの世界ではいかんと思うよね。物事先送って、先に送って送ってして。それではいかんと思う。

とにかく、もう簡単だと思いますわ。すぐにしてください。これは、区の三役やって、大分心配してます。これは言うても水かけちゅうか、とにかくやってください、近日中に。できると思いますよ。やる気があれば、する気があれば。

これはやっていただけると確信をして、次に行きたいと思います。

次は、町が残土処分場を造りたいと、造るということで、去年かな、ほういう話ありまして、一般質問ちょっとしたんですけれども、その話はどうなったのかなということで、またちょっと聞きたいなと思っております。

もうストレートに行きます。3か所、320万ほどで入札かけて、ほんでも3か所調べただろうと思うんですけれども、選定できた場所は決まりましたか、建設課長。

○議長（美馬友子君） 海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） はい。3か所について比較検討をしております。費用対効果、処理量と事業費の関係でございますけれども、課題がありましたが、3か所の中から1か所というものを選んでおります。今後、町の発注工事からは大量の発生土というものは見込んでおりません。仮置場も含め、分割施工案を検討しておるといいう状況でございます。

○議長（美馬友子君） 麻植議員。

○6番（麻植秀樹君） もう分割発注ちゅうこと出たんですか。

○議長（美馬友子君） 海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） 1つの箇所の中で、分割した施工ができないかということを検討しておるといいうことです。

○議長（美馬友子君） 麻植議員。

○6番（麻植秀樹君） そうしたら、そこは、場所はあれですけども、災害リスクちゅうのは、それも皆考えてやっとうとは思いうんですけれども、そういうなんは、そういうなんも相当リスクは考えたところになってますか。

○議長（美馬友子君） 海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） はい。過去にも県営事業の発生土の処理を検討していた箇所でもございますし、人家への影響というものは少ない箇所というふうに考えてお

ります。

○議長（美馬友子君） 麻植議員。

○6番（麻植秀樹君） これは、いつ頃発注、発注って言わんのやね。いつぐらいからやる予定ですか。

○議長（美馬友子君） 海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） ただいま分割施工案というものを精査しておるということで、事業化が見込めれば、今後、関係者に概要説明をしていきたいということです。その上で理解が得られれば、予算化、測量設計等の予算化を目指すことといたしますが、盛土規制法の影響や関係者の同意なり理解というものが現状では見通せてないということでございます。

○議長（美馬友子君） 麻植議員。

○6番（麻植秀樹君） やる気満々やけども、関係者の同意が今のところは得られていないということでもよろしいですね。ほしたら、3か所から1か所に絞り込みました。これから関係者と打合せ、でもなかなかうまいこといくか、いかんかは分かんない。そこで、そうしましたら、関係者とうまいこと話がいかんとか、そういう最悪の事項、事項ちゅうとおかしいんですけども、なった場合は、残土処分場の計画を廃案にするちゅうことも考えていますか、町長。

○議長（美馬友子君） 野上町長。

○町長（野上武典君） この事業を進めていくには、先ほど課長のほうからもありましたが、盛土規制法、それからここに係る関係者等の同意、そういったものが必要になってきます。十分に、慎重に、手順等立てまして、そうならないように慎重に進めていきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 麻植議員。

○6番（麻植秀樹君） いやいや、町長、慎重に進めていきたいのは分かります。しかし関係者と話ができないとか、そういうような不測の事態、最悪の事態が発生した場合は、そのときは、この考えと今の案を、計画は廃案にすることもありますかって聞いとんやけん、どちらか答えてください。

○議長（美馬友子君） 野上町長。

○町長（野上武典君） 始める前から3つ選んだ中で、一番いいところということで選定したことでございます。そういったことについては、そういうふうにならないように進めるというのが普通でありまして、もしどうしても、これ公共施設基盤整備とかそういったものではないので、どうしても用地の方に同意が得られない場合は、廃案というより、むしろできないというふうに言ったほうがいいんでなかろうか。ただ、そうならないように進めていくということで御理解をいただけたらと思います。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 麻植議員。

○6番（麻植秀樹君） なかなか残土処分、残土処理、残土処理場、いろいろ難しいお話がたくさんありますので、あちらを立てればこちらが立たずというような話にもならないかなと少しは心配というか、思っております。

また最初に戻りますけども、点検作業、これを早くやってもらう、処分場も安心安全がもう十分担保できるようなところでと考えてます。まずは1つ目の点検作業、これをきちっとやっていただきたいと、またストレートに聞きに参りますので、そのときは、まだできてませんちゅうようなことがないようにしていただきたいなと思います。

以上をもちまして、6番議員、一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（美馬友子君） 以上で、6番麻植秀樹議員の一般質問は終了いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の会議は27日、午前9時30分から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時31分 散会

以上会議の顛末を記し相違ないことを証するためにここに署名する。

勝浦町議会議長

勝浦町議会議員

勝浦町議会議員